

事業者を救済していくために、本修正を行ったものであります。

次に、その主な内容について申し上げます。

第一に、機構の行う業務について、資金の貸付けをつなぎ融資等に限定するとともに、担保財産の取得等の規定を削除することとしております。

第二に、債権の買取価格について、支援決定に係る事業再生計画その他の個々の実情を勘案した「適正な時価」を上回ってはならないこととするともに、迅速かつ適正な買取価格の算定が可能となるよう買取価格の算定方法に関する指針の作成等について、政府及び機構に対して努力義務を課することとしております。また、債権の買取りに当たっては、機構に二次ロスが生じた場合の損害担保契約を関係金融機関等と締結することができるとしてあります。

第三に、債務の一部免除及び弁済猶予については、「することができ」ることとし、対象事業者の保証人等の負担軽減に資する措置については、努力義務としてあります。

その他、機構の業務に係る不動産取得税の非課税、産業復興機構や産業復興相談センターとの連携、政策金融機関による資金の貸付けの努力義務等の規定を整備することとしてあります。

以上が、本修正の趣旨及び主な内容であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(増子輝彦君) 以上で衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○大久保勉君 民主党の大久保勉でございます。私の持ち時間十五分ということで、早速質問に入りたいと思います。また、答弁者の皆さんはできるだけ簡潔にお願いしたいと思っております。

まず、修正案に関して大口衆議院議員に質問したいと思っております。

旧法におきましては、二重ローンの債務者救済

というよりも銀行若しくはJAを救済しているんじゃないかと、こういった批判がありました。といいますのは、買取価格が時価よりも大幅に高くて、いわゆる時価と買取価格の差額が銀行に對する若しくはJAに對する隠れ補助金である、こういった批判がなされました。

今回の修正案に關しましてこの点が改善されたと聞いております。具体的には、買取価格と債権放棄義務規定が変わっております。この点に關して、どのように変わったか、大口衆議院議員に質問したいと思っております。

○衆議院議員(大口善徳君) 大久保委員にお答えをいたします。

まず、大久保委員から隠れ補助金という御指摘がありました。我々は、参議院の原案もまた一貫して適正な時価ということ、そういうものがないように心掛けてきたつもりでございます。しかし、大久保委員も三党協議で頑張つて、かんかんがくいろいろな議論した結果、この買取価格、二十三条、そして二十七条の債務免除の義務規定、これを変えたわけでございます。

それで、二十三条の方は、元の参議院の案では、被害状況に応じて一定率掛け目を掛け、それを支援基準にしていくということでございます。しかし、被災事業者の業務の性質とかあるいは規模、あるいは復興の見通し等、個別事情がありますので、一律にその掛け目を掛けるというのはなかなか実務上難しい、こういう議論もございましたので、元々自公案にありましたこの二十三条の今回一項という中で、事業再生計画、それから被災地域の復興の見通し、また再生支援を開始した後における対象事業者の経営状況の見通し、そして担保の対象となっている財産の価格の見通し等、これを勘案した適正な時価を上回ってはいけないう、こういう形に規定したわけでございます。

ただ、この参議院の修正では、なぜ一定の掛け目を掛けるかというと、大量に迅速に処理しな

きやいけないう、こういう趣旨でありました。その趣旨はやっぱり生かしていかなきゃいけないということ、今回、その附則の三条で、これにつきましては、時価の算定については、迅速かつ適正な買取価格の算定が可能となるよう、買取価格の算定方法(簡易な方法による算定を含む。)に関する指針の作成その他必要な措置を講ずるよう努めなければならないという形で迅速な措置を

手当てをした。厳格なデューデリをやって、そして詳細な事業計画から将来のキャッシュフローを算定するということではなくて、過去の実績から割り出していく、そういう簡易なものというものをやるということになります。

また、債務の免除につきましては、特に買取価格と簿価の差額について、免除の義務規定であつたものを、できる規定にしました。あるいは、保証人に対しても、義務規定を努めるといふ形に努力義務にしたわけでありますが、これにつきましては、この機構の持続可能性という観点からいろいろ議論がありました。

私も、これは、この一条に、元々機構は何のためにつくつたかという、一条には明確に書いてありますように、これは被災事業者の債務の負担の軽減をしつつ事業を再生をする、こういう目的がありますから、基本的にはその機構がこの買取価格と簿価についての差額等は免除をするようにしなさいいけないですし、また、十五年という期間塩漬けにするということも、これはそういう目的に合つたものでございますけれども、例えば、事業が非常に再生がうまくいってそしてその企業の価値が上がつたというのにはモラルハザードの問題もあるということ、こういう規定になつたわけでございます。

これは、復興担当大臣も、衆議院においても、やはりこの機構の目的というものをしっかりとこれは運用に生かしていくと、こういう答弁もございました。

以上でございます。

○大久保勉君 ありがとうございます。非常に

よく分かりました。

今回、私も民主党は、旧法に關しては反対の立場、新法に對しては三党協議の結果しっかりと賛成すると、こういうことです。そのポイントとしましては大口先生がおっしゃつた点であります。やはり迅速、しかし適正な時価、これが肝要だと思つております。

続きまして、この機構は五千億円まで買取価格でございます。しかし、実際のローンの買取価格といふのは五千億円以上であるということ、是非片山参議院議員に伝えてもらいたいと思つた。考え方としては、例えばローンの時価が五〇%でしたら一兆円まで買い取ることができるといふことです。十分な買取金額である、このことを是非確認したいと思つた。

○委員以外の議員(片山さつき君) 大久保委員とは今年の六月の二重ローンに係る三党協議からずつとも何十回となく議論を重ねさせていただいて、今日この場に至つたことをもう本当に感謝申し上げます。

御指摘のとおり、債務者が抱えるローンの額面というのは当然その買取価格より大きいわけですから、これは今何%ということが決められればこんなに価格の条文でもめることはなかつたんで、当然その債務者の信用状態の毀損状態の程度ですとか、あるいは、今般国税庁が発表しましたように、その土地がどのぐらい水浸しで使えないのかの毀損度合い、マイナス八〇からマイナス二〇、そういうものももう一定の数字で出てきて、そういうものを恐らく数値化していくことによつて決まるんじゃないかと、それが仮にある債権だつたら、全体の五〇%であるのであれば、それを全部に掛ければ一兆とか、元々の抱えるローンとして引き取れる額は買い取れる五千億の相当上回るというこれは確実でございますので、私も当面は三五千億円でやっていると、私も断じて三党合意に至つております。

ありがとうございます。

○大久保勉君 ありがとうございます。

続きまして、今回の支援機構は誰を支援するか、もう一度確認したいと思います。

これはあくまでも二重ローンの債務者であります。場合によっては、貸し手の金融機関は融資をそのまま支援機構に売って縁切りをする、もう一切関係なしと、新規の融資は出ないといったら、何のために誰のために支援するか分からないということ。ですから、今回、片山先生が筆頭に作られましたこの法案に関しては、新規の融資を確認することになっております。

ただ、問題は、十億円の融資を売って新規ローンというのは僅か一千万円と、こういうふうになつてしまつたら縁切りですね。さらに、十億円の融資を売却しても十億円新規融資を出す、しかし十億円は信用保証協会に保証されていて、事実上は信用リスクを取っていないと、こういう縁切りもあります。こういうふうになつたら誰のためか分かりません。これは金融機関のためになります。

そういうことを防ぐためにどういうふうな方策があるか、このことを質問したいと思ひます。

○委員以外の議員(片山さつき君) 最初に、七月にこの議論を参議院のこの会でしたときの状況よりも悪くなつておりますのは、預金は増えていゝんですよ、地域の金融機関は。そして、全く貸していないどころか引き揚げていゝんですよ。その状況は、地域の金融にとつても日本の経済回復にとつても復旧にとつても全く良くないというか、所期の逆なんです。

ですから、貸さなければいけない、貸させなければいけないという目的がより強く出る上で、私どもは、ですから新規融資を行つて、その融資によつて二重ローン状態になるんだけれども、その事業者の再建ができるということを条件とするような法律の組み方をいたしまして、さらに今、大久保委員からいただいたような御指摘がありましたので、それにロスシェアリングの規定を民主党の御指摘を受けまして入れさせていただいた。それによつて一定の部分を負担することができ

という契約、この契約を結ぶことによつて場合によつては適正な価格が多少は上げられることもあり

すので、そうなるかと買取りの進むというインセンティブにもなるので、その契約を活用することもあるだろうという大久保委員の御指摘を受けてそのようにいたしましたので、これらの効果が相まって必ずやきちつとした必要な融資が出されて、それによつてこの法律が生かされるというふうになるというふうにしてあります。

ありがとうございます。

○大久保勉君 ちよつと不明確な部分があります。新規融資がどのくらい出ることを確認する必要がありますかということ。十億円の融資を売却する場合、少なくとも十億円、同じ程度は金融機関に出してもらいたいと思ひますが、それでよろしいんですか、理解は。

○委員以外の議員(片山さつき君) 金融界とか貸し手側の建前上の理由を考えると、恐らく今の状態では余りにも経済やその地域の復興状態が見えなくて、あるいは担保の壊滅によつて、今は金融庁のお許しをいただいて正常債権になつていゝるものが危険債権なので貸せないということ言うわけですね。ですから、その危険債権が正常債権に戻るまでの間は債権を買取つて事実上猶予して、劣後債権化することによつて正常債権化するだけの部分を買取つてやらなければいけないし、その後、事業継続に必要な融資というのは全て新規でプラスしなければならぬので、当然かなりの割合になると思ひます。

ですから、それを今後、この法律は議員立法です。大久保委員も含めて立法者意思です。で、政令、省令それから業務報告を作つていく上で話し合つて、所期の目的が達せられるようにきちつと見ていかなければならぬと思ひつております。

○大久保勉君 続きまして、債務免除に関して質問したいと思ひます。

実は、債務免除を義務化した場合にこういう現象が出てきます。例えば融資、十億円の融資を例

えは機構が五億円で買取つてすぐに額面と買取

り価格の差の大半を債権放棄しようと思つたら、実際の額面が減りますから、事実上この融資というのは更に半分になつてしまひます。それを想定しましたら、最初から支援機構は五億円のやつを二億五千万とかそれ以下でしか買えせん。金融機関にとりましては七億五千万以上の損失が出るから、なかなか売りたいくても売れないといった問題があります。ですから、今回は努力規定にすべきだということを主張しました。

さらに、債権放棄をするといひますのは、やはり三年とか四年、ある程度この企業が業績が確定して、それで支援のめどが立つた段階で債権放棄をして支援するべきじゃないかということ。主張したんですが、このことに対して片山発議者の御意見を聞きたいと思ひます。

○委員以外の議員(片山さつき君) 確かに、具体的な支援の案件に入つていきますと、大久保委員の御指摘になつたようなケース、インセンティブの生じ方はあると思ひます。

ただ、この臨時異例の戦時下のような状況に対して、特例法を作る目的、国の特殊会社をつくる目的は債務者の負担を軽減することによつて事業再生ができるようにすることです。ですから、その趣旨を踏まえた上でということ。私どもは修正に應じましたので、つまり買取つた額以上を取り立てるような債権回収機関ではないということ。これは譲れない一線としてあるということ。前提にして、そういうある程度融通の幅を持つた方が逆に事業再生ができるという考え方があるという。ことももちろん理解させていただいた上でこういう修正に相なつたと思つております。

○大久保勉君 続きまして、支援機構の将来に関する質問したいと思ひます。

例えば、機構が五千億融資を買取ると。で、例えば十五年後にその回収価格が三千億にとどまつたといった場合、二千億の損失が発生します。が、この二千億はどういう形で処理されるか、質問したいと思ひます。

○委員以外の議員(片山さつき君) これもこの七月の委員会でもいろいろ議論になつたんですけれども、損失が生じた場合はその一部又は全部を国が負担することができるといふ、今までたくさんつくつてきたこのタイプの特殊会社と同様の条文を置いてありますが、この機構は、五年間の買取期間の後、まあ一年の延長はできることになつておりますが、しないとして十五年です。それから二十年ですね、そのときに締めるわけです。そのときの債務超過額が幾らで、それをどういうふう

に決定するかというのは、これは二十年後の国会の御判断でございます。

ちなみに、その特例法を書いて別のところから資金を持つてくる方法を取つたこともあります。国が補助したこともありますし、利益が出たこともあります。大久保委員はか民主党の皆様の御心配がありまして、ロスシェアリングの規定ですとか、かなりそういうことは厳しめに修正されたもので、二次ロスが出る可能性は減つたのではないかとこのように思つております。

○大久保勉君 時間が参りました。一言だけ。国会の方でもこれだけのことをやっておりますから、是非金融庁もこの二重ローンに対してコミットしてもらいたいと思ひます。特に、人材若しくは様々な支援をしっかりとやつていく、このことをお願いして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○山田俊男君 自由民主党の山田俊男であります。本日はこの機会をいただきました、大変ありがとうございます。

何せ、参議院での法案の作成、それから審議、そして、衆議院に回つて、三党の長い協議、そして衆議院の修正案の作成ということで、関係の皆さん大変な御尽力をいただきましたことを本当に厚く御礼を申し上げます。

私も三党協議の事務局の一員としましてかわらせていただきましたが、国会議員が現下のこういう状況の中でどういふ形で法案を作り上げていくのか、その経験を、皆さん、ベテランの先生

方、それから事務局を引き受けてくれたそれぞれ内閣官房や金融庁を始めとする皆さんと一緒に作り上げてくることの経験をさせていただいたことの意味は大変大きかった、こんなふうにいると思います。

ただ、残念ながら、もうちょっと早く審議を進めて成案を得ることができなかったのかということだけは残念であります。ここまで来たわけでありまして、きちつと成立させまして被災者の期待にこたえていくと、大変大事なことで、こんなふうにいると思います。

さて、参議院の審議から衆議院の修正に至るまでの一番のポイントは、要は、債権の買取り価格をどんなふうにも評価するかということでありまして、さらにまた、債権の買取り価格に関連します担保の扱い、どうしても付随してきます担保の扱いをどんなふうにも扱うかということで相当の議論があったというのが実際であります。

そうなりますと、先ほど大久保委員がおっしゃいました、要は、金融機関の隠れ補助金という形をどうするかということが議論になったというのであれば、それはなかなか、問題の本質といえますか、この法律を定めて被災者をきちつと救っていくと、そのための法律なんだという趣旨を正確に見たことにならないんじゃないかという心配をするわけがあります。

そこで、私はこの債権の買取りの考え方につきまして提出者の谷公一先生に質問申し上げたいわけですが、担保の評価をきちつと行わないと支援機構による金融機関の債権の買取り価格が適切なものにならない。すなわち、担保の評価が低いと当然買取り価格も低くなるわけですね。すると、金融機関の負担が大きくなるし、それから、元々被災者の借入れを解消するという本来の目的が達成できない。だから、金融機関がきちつと支援機構に持ち込んでくるのが基本になるわけですね。持ち込んでくる、そして被災者の希望にこたえていくということが必要になる。金融機関が、これは持つていって役に立たないなと

思ったら持つていきませんよ。持つてこなかったらもう被災者にそのまま負債が残ったまま二重ローンの解消は全く進まないということになってしまいうわけで、それじゃ問題解決にならないんじゃないかというのがこの法案の趣旨であつたというふうにいると思います。

そうなつてきますと、これは、この構造をしっかりと踏まえてこの支援機構が役割を果たすためには、担保の評価がポイントになるということでもあります。ですから、衆議院の修正案におきまして、将来の復興により評価が高まることを見通すという、そういう観点をしっかりと入れているということだと受け止めておりますが、このことについていかがでございますか。

○衆議院議員(谷公一君) お答えをいたします。

まず冒頭、山田委員お話がございましたが、ここまで掛かった、大変時間を要しました。私も当事者として、いろいろございましたけれども、ここに至つたということは、それこそ与党の度量と我々野党の良識が実を結んだものだと思います。ありますが、ただ時間が掛かったのは残念です。この法律、公布されてから三か月掛かりますから、来年の二月、三月、一年を待たなきゃならないという意味では、大変私自身も残念という思いであります。

今御質問にございました、買取り価格は大変大事だ、現実に金融機関が持つてこなければ、言わば五千億も、当面の五千億の規模も絵にかいたもちになるという山田先生の御指摘はそれとおりだと思います。

衆議院において修正いたしました二十三条一項では、債権買取りの際には、被災地域の復興の見通し、あるいは債権の担保の目的となつていて財産の価格の見直し、そういったものをも勘案した適正な価額で買取りすることになつていてるところであります。先生、山田委員の思いと我々修正者の思いというのは全く同じだというふうにいるところでありまして。

なお、担保の土地の取得について、業務規定

で、削除したということがございましたけれども、言わばこれはあらぬ誤解を受けぬために削除したのであつて、この法人が債権を買取り取るときに、買取り取れば当然、担保物件であればそれらの土地も併せて取得するということが疑いようのないことですし、そのことは与野党間で十分確認しております。形式的には削除したということはどうか御理解をお願いしたいと思います。

○山田俊男君 今、谷先生からお聞きしたとおり、きちつとこの法第一条の狙いに沿つてこの大事な部分を運用していくんだということをおっしゃつていただいたというふうにいると思います。どうぞよろしく願ひします。

さて、これは内閣府にお聞きしたいんですが、買取り債権の金融機関における税務会計上の扱いについてなんです。

担保の評価に関連して、調整率がそれぞれ、被災地路線の調整率ですね、公表されております。津波地域は〇・三、福島原発地域は〇・〇といふことであります。ちなみに、阪神大震災のときは〇・七五から一・〇だったわけですね。結局、低い調整率は、相続税等の減免措置としてはいいけれども、債権の買取り上は問題が生ずる可能性があります。これらの復興の見直し、今、谷先生からおっしゃつてもらった復興の見直しも踏まえて、適正な価格で評価することが求められるわけ

で、機械的な調整率の評価でなく、復興によつて価値が適正に戻つてくるという見直しを踏まえたものにすべきだというふうにいるんですが、その点についてお答えをお願いします。

○政府参考人(大森泰人君) お答えいたします。担保の評価に関連した調整率として、先生御指摘のあつた先般国税庁が公表したものは、震災発生直後の価格を算定するための調整であつて、震災後の社会インフラの復旧あるいは地域経済の回復状況などは加味されておりませんので、これが支援機構による債権買取りの担保評価に適用される性質のものではないと考えておりますが、今

後、早急に支援機構の業務全般の検討を進める中で実務が円滑に遂行されるよう検討してまいる所存でございます。

○山田俊男君 どうぞ、機械的な調整率の評価でなくて、何度も言います、復興によつて価値が適正に戻つてくるというこの見直しです、これをきちつと踏まえたものにしてもらわないと本当に復興進まないからね、是非お願いします。

二つ目は、二次ロスの扱いと関連した税務会計上の扱いなんです。

支援機構による担保価値等を勘案した債権の買取り価格と債権の簿価との差額は、金融機関の債権放棄となるといふふうにいると思います。

ところで、十五年後になるんですか二十年後になるんですか、復興ができてどう担保評価になるかによつて二次ロスが出るということでもあります。この二次ロス部分を支援機構と金融機関で一定の負担割合で負担するという仕組みになつていくわけですね。

ところで、この部分は、この十五年ないし二十年間、債務者の再生にとつても重荷になるし、金融機関にとつても、会計上どういう扱いにするのか、極めて不安なんです。だから、このことについて、運用上どういう手だてが考えられるのか。私は早く方向を出さないと、また、これ金融機関がちゃんと支援機構に持ち込んでこなきゃ駄目なんだから、そのためにこのことが必要だといふふうにいるんですが、この点につきましてどうですか。

○政府参考人(大森泰人君) お答えいたします。

債権買取り後に二次ロスが生じた場合、持ち込む金融機関から支援機構にロスの一部を補填することになるわけですが、その税務会計上の扱いについては、契約当事者の置かれた状況、あるいは契約の具体的内容に応じて判断されるものと承知しております。

ただ、御指摘のとおり、支援機構の業務全般の検討を今後早急に進める中で、ケース・バイ・ケースで現場が混乱するといったことがないよ

う、御指摘の論点についても実務が円滑に遂行されるように検討してまいる所存でございます。

○山田俊男君 この点につきましては、それこそこの法案作成に本当に御尽力いただきました近藤先生、片山先生、谷先生始め、皆さん一生懸命にちゃんと見ておつてくれるというふうに思いますけれども、どうぞ内閣府、この点スムーズに、きちんと進むように、不安のないように進めてもらいたい、こんなふうに思います。

さて、本日は、大変忙しい中、前田国交大臣にお見えいただきまして、大変ありがとうございます。

元々これ議論したときに、被災者は、ともかく津波でみんな流されて、残ったものは借金だけだという状況だったんですね。毎朝、田んぼへ出てみて、そして瓦れきとそれと水につかった農地等を見て愕然としている、希望も湧かないと、こう言っているわけです。だから、ここにどう、ちゃんと処理するよ、新しい事業再生のためにこういう形で手だてを講ずるよということが見えてきて初めて具体化するわけです。

ですから、この担保になっている、借金の担保になっている水につかった農地ですね、これをしっかりと復旧するなら復旧する、それからさらにはどういう活用の仕方をするか、そのことによつて、何と云いますか、希望を見出していくという取組が物すごい大事なんです。もう八か月も九か月もずっと見ているんですから、それを。この悲しみたるや大変なものだというふうに思います。ところで、だから私は、この支援機構が抱えた、買取り債権と一緒になつてくるこの担保を支援機構がどういう形で有効に活用できるかというのは物すごい大事だというふうに思っていたんです。だから、支援機構が、それを町全体の復興計画やそれから町づくりにこんなふうにご利用できますよ、農業の再建にこんなふうにご利用できますよという手だてを早く示してやらなきゃいかぬわけですね。

ところで、今、新聞報道等や現地の事情を聞いて

てみますと、被災者が自宅を、もう待つておれないから、高台にある農地を活用したり土地を活用したりして建てているという事情があります。それ、みんな心配してしまつて、どんどん出ていまして、心配しちゃうつて、これだと、ちゃんと高台移転をして防災の法律に基づいて町づくりをちゃんとやると言っているこの全体の仕組みを展開することも必ずしもうまくいかなんじやないかという心配があるわけです。

どうぞ、国交大臣、一体、こうした高台に農地を買つて高台移転するという事例や頻度がどの程度あるということ、それと、この実態をどう受け止めておられて、今後、津波防災地域づくりや復興整備計画作りに支障が出るんじゃないかという心配がありますから、本当にどう考えられてこれを進めようとしておられるかお聞きして、被災者に、ちゃんと待つて我慢して、そして支援機構も助けてくれるんだから、だから町づくりにつながらず、どうぞ大臣の所見をお聞きます。

○国務大臣(前田武志君) 山田委員の御心配、確かにものともなごでございまして。

今、被災地において、もうほぼここまで来て、かなりのところが復興の具体的な、その地域地域に合った各種計画、町づくり計画というのが出てまいつております。八割近くが今年中には出そうと、要するに議会の承認まで経てできるようにしていきたいということをやつております。

その中で、防災集団移転事業というのがいわけの議員御指摘の高台移転でございますが、元の土地というものは、これは課税の評価とはもう全然違います。この土地というのは、自治体はその計画に従つて、今やっている計画に従つて買い上げます。買い上げると建築基準法による制限が加わつて、そしてその土地について自治体が将来の利用計画というのでも立てます。その利用計画に従つて将来の計画が実現したときの価値をはじいて、それを現在価格に引き戻しますから、そうむちゃくちゃ安い値段にはなりません。この前御

紹介しましたが、八割から六割程度じゃないかというふうな、現在価格のですね、というふうな考えております。

なお、もう時間が来たようございしますが、個々の地域においてどういうふうな虫食いに建っているかというところまでは調査が行き届いておりませんが、全体の土地取引から見ると、それほど大きな心配はまだ要らないのではな

いかというふうな思つております。

○山田俊男君 大変ありがとうございます。被災者の悲しみにこたえるべく、復興、再生に向けて全力を挙げましょう。

以上で終わります。ありがとうございます。

○谷合正明君 公明党の谷合正明です。

東日本大震災事業者再生支援機構法案、いわゆる二重ローン救済法について質問いたします。

まず、発議者、また修正案提出者の皆様の御尽力に敬意を表したいというふうに思います。

この法案は、七月に参議院に野党側が提出をいたしまして、修正決議の後、衆議院において実務者協議を踏まえて再度修正されております。先ほど、時間が掛かったと、遅いという話もござい

ました。これからも、遅い、時間が掛かったことを挽回して、いち早くこの新しい機構が立ち上がるように、ここは政府に要請する部分かもしれないが、政府においては万全な体制を整えていただきたいということをまず申し上げたいと思

います。

そこで、衆議院において修正されている部分がございます。まずこの点を中心に先に確認をさせていただきますが、何と云いましても、被災地の再生には中小企業の再生、雇用の場確保、それには二重ローンの解決が必要不可欠であると。更に申し上げれば、事業者再生には新たな事業資金、ニューマネーの提供も欠かせないわけございま

す。

今回、機構が行う融資、つなぎ融資ということが盛り込まれておりますが、このつなぎ融資等に限定されるということになっております。その範

囲をどのように考えておられるのかという点について、まず大口議員に確認をさせていただきたいと思

います。

○衆議院議員(大口善徳君) 谷合委員にお答えいたします。

とにかく旧債務の買取り、これは大事なことで、けれども、もう一つは事業の再開のためにニューマネーの提供、これがやはり一番大事なことでございます。御指摘のとおりでございます。

それで、十六条には、それこそ出資あるいは保証というものもできるんですね。それに貸付けということもできる規定になつていまして、ただ、このニューマネーの提供につきましては、貸付けについては、これは民間の金融機関が当然新規のマネーを提供するというのと同時に、この機構におきましても、今回は限定されたわけでありますが、対象事業者の事業の継続に欠くことができないものに限るということで、つなぎ資金、当面の運転資金、そして事業の継続に不可欠な資金、これは機構で提供するという事になったと、これは広くできるだけ解釈をすべきである

において附帯決議も付されたところでございます。

こういうことで、ニューマナーの提供については全力を挙げていきたいと、こう考えております。

○谷合正明君 このニューマナーの提供について今回衆議院のこの修正というのは極めて重要な意義もあるというふうに認識をさせていただきまし

それで、もう一度旧債務の話に戻りますけれども、買取り価格の問題でございますが、参議院におきましては迅速かつ適正に算定するために修正が行われておりました。この部分が衆議院において再度修正されております。質問が重なりますけれども、この衆議院の修正で、参議院の修正の趣旨、迅速かつ適正に算定していく、この趣旨がどのように反映されて、それがどのように今後実行されていくことが担保されていくのか、この点について確認させていただきたいと思っております。

○衆議院議員(大口善徳君) 参議院におきまして迅速性をやれと、大量にこの処理をしていかなきゃいけないということで、被害状況に応じて一定率の掛け目、これを支援基準にすべきと、こういうことであつたわけでございます。しかし、被災事業者の事業の性質ですとか担保価値でありますとか、様々な個別な事情がありまして、なかなか一律にこの掛け目の率、これを決めるということが実務上難しい、こういうことがあつて今回のような再修正になったわけでございます。事業計画、それから復興の見通し、そして経営状況の見通し、また担保物件の価値の見通し、こういうものを総合的に判断をしてやるということになったわけです。

ただ、迅速性ということ、これはもう参議院で御提起されたことでございますので、これは附則の三条にこの買取り価格の算定に関するガイドライン、これを作ると。そして、中小企業再生ファンドのような、産活法の中企業再生ファンドの

ように厳格なデューデリをして、そして詳細な事業計画を立ててそこから将来のキャッシュフローを算出するというのではなくて、過去の実績を基に簡単な形で将来のキャッシュフローを算出する、それもしつかり簡便なものを作っていくことによってこの迅速性を担保しよう、こういうことでございます。

○谷合正明君 もう一つ、修正部分でございますけれども、新たな新機構が立ち上がっていくわけですが、従前にあります産業復興相談センターと産業復興機構との連携協力、これを図るということが盛り込まれております。

ただ、被災者、被災事業者から見ますと、どこが主体であろうと、我々の、私たちの二重ローンの問題を救済していただけるかどうかという観点、いち早く適正にやっていただけるかどうかの観点でございます。

現場で混乱が起きないのかどうか、こうした懸念もあるわけですが、ここをどのように今回この役割分担を整理されたのかという点について確認させていただきたいと思っております。

○衆議院議員(大口善徳君) お答えいたします。

十一月十一日に岩手県におきましては産業復興機構というのが設立されました。そして、産業復興相談センター、これも各県に設置するというところでございます。それと今回の支援機構とのすみ分け、これは重要な論点であつたわけでございます。しかし、被災事業者からしますと非常にその辺りの目安ということが大事であるということと、ただ、やはりこの相談窓口を工夫して、たらい回しにならないようにしていかなきゃいけないと思ひます。

そういうことを前提にいたしまして、この法律におきましては、この支援機構というのは、条文上、大企業又は第三セクターは対象とならないというところであるわけであります。その上で、重点的には、小規模事業者あるいは農林水産事業者あるいは医療福祉事業者等を重点的にやると。それから、各県の産業復興機構による支援の対象とす

ることが困難なものということにつきましては、産業復興機構、産活法に基づくものでありますけれども、大体五年ぐらい継続して一定のキャッシュフローというところを見込んでおります。ですから、そういうものが見込めないようなもの等々について対象にし、特に重点的には、今述べましたような小規模事業者等、農林水産事業者等あるいは医療福祉事業者等を重点的に対応していくということでございます。

○谷合正明君 今の整理でございますけれども、政府が六月十七日に策定した二重債務問題への対応方針、これに基づきまして、今、先ほど出ましたが、産業復興相談センター、産業復興機構、これがあつたわけですが、実際に現時点ではこれはほとんど買取りが進んでいないという状況でございますけれども、今日は経産省から副大臣に来ていただいておりますけれども、現在の状況についてどうなっているのか、どうしてこれが今、当初九月に産業復興機構が金融機関が持つ事業者向け債権を買取するというふうにしていただけたわけですが、けれども、どうしてこれまで遅れてきているのか、こうした点についての説明、いただきたいと思ひます。

○副大臣(牧野聖修君) お答えをさせていただきます。

二重債務問題につきましては、私どもといたしましては、各県に産業復興相談センター及び産業復興機構を設立して、それこそ本当に、早期に債権買取り等による被災事業者に対して支援を実現すべく、県や地域金融機関と精力的に本当に調整してきたところであります。

岩手県におきましては、九月三十日に岩手県産業復興相談センターが設立されて、十月七日から相談受付が開始されて、十一月十七日の時点では延べ二百九十二件の相談が今寄せられております。さらに、十一月十一日には岩手県産業復興機構が設立をされました業務が開始されたところでありまして、近々債権買取りが進められると、このように思っております。それから、茨城県におき

ましては、十一月一日に茨城県産業復興相談センターが設立されて、十一月七日から相談業務が開始をいたしまして、また、宮城県におきましては、十一月十一日に宮城県産業復興相談センターが設立されて、十一月十六日から実際の相談業務を開始をして、翌十七日の時点では延べ十三件の相談が今寄せられているところであります。また、茨城県、宮城県とも、産業復興機構につきましては、現在、早期設置を目指して県と地域金融機関との間で調整中であります。

遅々として進まない点もあろうかと思ひますが、当省としては本当に、引き続き、各県における産業復興相談センター及び産業復興機構を通じて被災者、被災事業者の再生支援に一生懸命取り組んでまいりたい、このように思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○谷合正明君 どうしてこれが遅れてきたのかという認識がもう全く今欠けておつた。

まず、私がこれ聞いたのは、この機構を立ち上げていくわけですが、じゃ、その法案成立後ですけれども、早期に買取り等の業務を開始できるように設立手続とか体制整備を図る必要があるわけですが、けれども、これを政府としてどのように取り組んでいくのか。また時間が掛かって、来年の三月十一日までどうなるのか。いや、もっと早くやらないといけない、年明け早々にはやらなきゃいけない、この辺の政府間の認識というのがどうなっているのか。今回の新しい機構の方の担当は平野復興担当大臣されましょけれども、今後政府としてどのように取り組んでいくかと考えているのか、また業務開始時点に必要な人員の見積りとか確保方法、こうした点について今どう考えているのか、お示ししていただきたいと思ひます。

○国務大臣(平野達男君) 政府の方は、震災直後から金融機関に對しまして、被災者の厳しい状況に照らしまして返済猶予等の条件変更で弾力的に対応するよう再三要請しまして、金融機関においては多くの債務者に対して約定返済の一時停止、さらに条件変更契約を締結してきております。

しかし、そろそろもう復興が始まっておりますので、これから新規マネーの需要が出てくると思います。としますと、この二重ローン問題は今まで以上に大きな課題になってくるというふうに考えておりまして、まずは当面、産業復興相談センター、それから産業復興機構、これと連携してしっかりとした対応をしくちやならないと考えておりますし、この今審議いただいている法案に基づく支援機構の法案が成立しましたら、こちらの方もできるだけ早く立ち上げまして、この産業復興機構と支援機構が相まって事業者の再生支援ができるように後押しをしていきたいというふうに思っております。

○谷合正明君 最後にもう一度大臣に確認しますけれども、機構の政府保証枠については当面五千億円とされております。これ早期に予算総則に盛り込む必要があると考えます。政府の方針についてどう考えているか。

また、今後、先ほど需要が、これから二重ローンの、ニューマネーの需要が伸びていくという話ですが、必要に応じてこの政府保証枠の拡大も検討する、そうした考えはあるのか。この点について伺います。

○国務大臣(平野達男君) 五千億につきましては、三党間の協議の中でもそれだけの枠は必要だということが言われております。支援機構設置に合わせて、いずれ仕事をしなくちゃならない、そのための事業枠五千億、これはしっかりと確保していきたいというふうに思っています。

一方で、産業復興機構につきましては、御案内のとおり、もう二千億の枠を確保しておりますので、合わせて七千億円の枠が確保できるということで、まずは当面、この枠の中で事業再生支援をしつかりやっていくことになるかというふうに思います。

○谷合正明君 時間になりましたので私の質問は終わりますけれども、これまでの遅れを挽回して、しっかりと被災者のために役立つ機構をつくっていただきたい、つくってまいりたいと思います。

ております。以上です。

○桜内文城君 みんなの党の桜内文城です。

本日は、衆議院での修正を行われた近藤議員に主にお聞きいたします。

今回のこの法案の目的、趣旨ですけれども、もう言うまでもなく、震災に遭われて、そして二重債務に苦しむ、そういった被災地の皆さん方を救済するということにあります。そのためにも、当法案の第一条に目的として債務負担の軽減という文言も入れておるところでございます。

そもそも、この時期まで、震災発生後八か月既に経過しておりますし、私は、そもそもこのスピードの遅さというのはもう耐え難いものだというふうに感じております。

そもそも、この法案を参議院で可決する際に、ここにいらつしやる民主党の議員さんは皆反対されております。さらには、今回、衆議院でこのような修正を行っていらつしやいます。この修正を行うことによって、特に二十三条、二十七条、私どもみんなの党は、特に買取り価格及びその後の買い取った後の債権の管理、処分方法につきましては、より買取りが進み、そして被災地あるいは被災者の救済に資するような条文にしておったんですけれども、これを修正されました。

何か一つでも被災者の救済に資する点が今回の修正であるのか、それについてまずお尋ねいたします。

○衆議院議員(近藤洋介君) 桜内議員にお答えをいたします。

二十三条、二十七条の点でどういう、何か一つでもいい点があったのかと、こういう御質問でございましたが、まず、被災者の事業者の方々というの、置かれた状況というのは千差万別なわけでありまして、したがって、この買取り価格の算定については、実務上、個々の被災事業者の方々の実情に即して算定すべきであるということから修正をさせていただいたということでありまして、例えば、一定の掛け目を事前に定めて算定す

る、こうなりますと、その掛け目よりも低い債権のみが金融機関から持ち込まれる可能性があるかと。そうなりますと、結果として高い価格で買い取られて、これは、先ほど来議論がありますように、金融機関への補助金と言われかねない。被災者、事業者にとつての借金は変わらないわけでありまして、結果として金融機関への補助金になりかねない、そしてその最終的なロスは国民負担になってしまつと、こういうことから適正な時価という形で修正をさせていただきました。

ただ、委員御指摘のとおり、迅速かつ適正な算定を目指すというこの趣旨は極めて重要でございますから、その旨の附帯決議を付させていただきますところでありまして。

また、支援機構の持続的な維持ということ考えた場合に、支援当初から一律に免除や弁済猶予を行うのではなくて、これまた事業者の現状に応じて個別具体的に対応することが望ましいということから、一定期間の後、対象事業者の債務の一部を免除することができる規定にしたわけであります。

ただ、委員御指摘のとおり、この目的規定には、支援機構はできる限り被災した事業者の方々の債務負担を軽減するということはこの法の趣旨でございますから、当然、この買取りの債権の管理及び処分にあたっては、法の目的を十分に踏まえた行為を行うことはこれは当然のことでございます。

○桜内文城君 全く質問に答えていないと思います。私が尋ねたのは、今回の修正によって、そんな国民負担の話とかあるいは維持可能性の話じゃなくて、被災者を救済する点において何か一つでもメリットがあるのかというふうにお尋ねしたはずですが。

先ほど来、今回の修正の趣旨として、国民負担ですとか、あるいは機構の維持可能性、そして金融機関に対する隠れた補助金をできるだけなくすということをおっしゃっておりますが、既に銀行に対して補助金が支出されております。この震災

以降、金融機能強化法に基づいて、仙台銀行、筑波銀行、それぞれ三百億円、三百五十億円の資本注入がなされているにもかかわらず、一件たりとも政府案のこの復興機構での債権買取りがいまだなされていない。

復興機構に關していえば、二次補正で、もう既に成立して三か月たっております。二次補正で予算が付いているにもかかわらず、今に至るも一件も買取りが進んでいない。何やっているんですか。

さらには、このように法案を、改悪の修正をわざわざ与え民主党のあなたが行う。私は、一体何のために、今この民主党が、あるいは民主党政権がこのように被災者の救済には全くならないような法案修正を行ったのか、全く私は理解できません。このことを指摘しておきます。

何か反論があれば、どうぞ。

○衆議院議員(近藤洋介君) 桜内先生にお答えをいたします。

まず、一件も買取りが起きていないということ御指摘がございまして、これは政府の仕事でありますけれども、我々としても、迅速に、しかも素早くこの業務ができるようにということは督促をしております。十一月の十一日に岩手において復興機構が設立をされたわけでありまして、十一月の十六日の参議院の予算委員会において枝野経産大臣も、近々に買取りが進むのではないかと、こういうことも答弁されております。我々としても、近々に、十一月十一日に岩手において設立をされましたけれども、買取り実績ができるということを期待をしておるところでございます。

また、一点申し上げれば、やはり被災者のことを考えるというのは桜内議員も我々も同じなわけでありまして、金融機関の機能強化法というのは、あくまでこれは金融機関がより損切りをしやすいうな形を促すために資本注入をしたわけでありまして、このことは、すなわち損切りをすれば、その分被災事

業者の方々の借金が減るわけですから、これはプラスになるわけですね。ところが、高値で買い取られても、今回のことを一律で仮に高値で買い取っても被災者の借金は減らないわけでありまして、被災者にとっては私は金融機能強化法による損切り促進の方がプラスではないかと、このように考えます。

○桜内文城君 全く回答になっていないと思います。反論にもなっていないと思います。

隠れた補助金というものをこれほど嫌っていないが、一方で六百五十億円の補助金、既に出しているじゃないですか。にもかかわらず、損切り云々も全くなされてない、債権買取りも一件も進んでいない。

そもそも、この二重債務問題というのは日々の事業者の資金繰りに関するもので、一日遅れればそれで一日損をして、そして資金繰りがうまく回らずに倒産するところが増えるわけです。八か月もたっているんですよ。被災地のことを考えているような修正と言えんのですか。全く私は理由がないというふうに考えます。

ここは国会の場ですので、是非これを議事録に残して、民主党及び民主党政権は、被災地の救済よりも自らのメンツや、あるいは独立行政法人と中小機構のこういった余り金を何とか官僚の手元に残しておきたいという意思でこのような修正をわざわざやっていただいたと。

そもそも、この八月の参議院通過のときに、民主党の皆さん反対しているんですよ。そこから何か月たっているんですか。衆議院で、それもようやく可決したとはいえ、何か月も掛かって、そもそも政府案の法律は要らないと言っていたのは何ですか、一件も進んでいないじゃないですか。この点を明らかにしておきます。

内容面で全く評価できる修正案ではないということを含いろいろと申し上げました。手続面について一言申し上げます。

私自身、みんなの党としては、この参議院での可決した法案の提出会派であります。ただ、残念

ながら、衆議院の修正段階においては協議にすら入れていただけておりません。その一方で、議員立法であるにもかかわらず、提出会派を排除しておいて役人を入れる、これは一体何なんですか。憲法四十一条、唯一の立法機関、これは何を考えてこんなことをやっているのか。

先般、衆議院の復興特で、十四日ですけれども、我が党の議員からこの点について近藤議員に質問がありましたけれども、そのときの答弁、執行に責任を持つのは政府だから役人が入るのは当たり前だというふうな開き直りをされておりますけれども、これ、議員立法で提出会派を入れないで役人を入れるというその意味が分からないんですけれども、一体何やっているんですか。その理由をお尋ねします。

○衆議院議員(近藤洋介君) お答えをいたします。

この参議院通過法案について、自民、公明、民主、三党間の国対委員長の確認に基づいて実務者協議を進めてまいりました。その三党間の国対委員長の実務者協議に基づいて、私も民主党としては、連立与党、相手方である国民新党さんとは適宜連絡を取り合いながら協議を進めてきたわけでありまして。みんなの党さん及び野党各党との関係においては、自民、公明、実務者担当の方が御担当ということですので、その子細について私が述べる立場にはないかと思ひます。

そういう形で進めてきたわけでありましてけれども、役所を入れるということは、ある程度の議論が進む中で、三党がそれぞれ合意をして、実務を進めるに当たって、制度設計するに当たって行政側の意見を聴取したということでございますから、これは責任ある立場の政党としては、実体的ある法案を制度する意味では当然のことかと考えております。

○桜内文城君 民主党の言う政治主導ってこんなものなんですか。これは是非、国会議員のみならず全国民に知っていただきたいと思ひます。何が政治主導ですか。

先日の近藤議員の衆議院での答弁の中で、大変失礼な発言がありました。私が、役所の説明がその協議の中でミスリードのものであった、要は、私も大蔵省の出身ですので、大蔵省の役人になるべくお金を使わない、その方が出世するわけですよ、だから立場として言うのは分かるけれども、けれどもですよ、うそをついてまでそのようなことを主張してはいけないということを申し上げたわけですよ。それに対して近藤議員は、役所の方がミスリードしたといった風評をいましてどうか風説を私が主張したというふうな意見を言っておりますけれども、これ曲解ですよ。

申し訳ないんですが、新聞記者をやっているやつたといいますが、自らの読解力や日本語能力を棚に上げて、国会の場で答弁を曲解して他の議員を国会の場で誹謗中傷するというのはいけません。一体どういうことなんでしょうか。別に答えなくていいですけれども、この点は、大変失礼な発言があったということはこの場で指摘しておきます。

再び自身についてお尋ねいたしますけれども、今回のこの修正案通ったとして、これまで復興機構と併存させる、あるいはすみ分けという言葉を使われておりますが、二つが併存することにどれだけの意味があるんですか。あなたの修正によつて、買取り条件あるいはその後の債権の管理の方法、全く復興機構と同じにしましたわけですよ。

二つが併存して、まあ併存するのは別に悪くはないんですけれども、こんなものをつくって一体何を民主党は、そして近藤議員は守ろうとしてこのような修正を行ったのか、私は本当に不思議でしようがないです。教えてください。

○衆議院議員(近藤洋介君) 桜内議員におかれましては、私も議員が財務省時代にいろいろ議員の書かれた本を読ませていただいたり、お話を聞かせていただいたり、大変見識の高い方だと、このように思っております。

しかし、その上で、あえて前段のところでござ

います。私が申し上げますと、議員は、役所側からミスリードの説明がなされたと聞いておりますと、株式会社利益を上げたいけない等々という御答弁をされております。このことについて、一度私のところに来られて、そういう事実はないですよと申し上げたにもかかわらず、またどういふ事実をもつてか分かりませんがおっしゃったので、明確に否定をしたということでございます。

二つの併存についてのメリットでございますが、中小企業に加えて小規模事業者、農林漁業者、医療関係といったところを中心に重点的に支援をすることでより相互補完をして分厚い支援が行われるものと、このように期待をしているところでございます。

○桜内文城君 全然かみ合っていないんですが。私が尋ねていないことを勝手に答えなくてください。

一言申し上げておきますと、私は直接その役人に確認をして、このような説明をしたということ述べたまでですよ。あなたがそれにだまされたとは言っていないですよ。勝手にだまされたということはないので、ここで言わなくてもいいんですよ。

○委員長(増子輝彦君) 時間が過ぎておりますので、桜内君。

○桜内文城君 じゃ、これで終わります。

○大門実紀史君 日本共産党の大門でございます。

まず、今回の法案をまとめられた与野党の関係議員の方々に敬意を表しておきたいというふうに思ひます。御苦労さまでございました。特に、今もありましたが、与野党の大変後ろ向きな意見はね返しながら、骨抜きにさせないよう努力された野党の先生方に、本当にその努力は十分理解しているところでございます。

ただ、今もあつたとおり、三党だけに知恵があるわけではございません。むしろ三党以外の方があつたという場合もあるわけですから、本来なら全党でこういう問題ですから協議をした方がもつと

そういう立場で、時間の関係もありますので幾つかに絞つて、今日の議論も含めて、これから政省令あるいはいろんな指針を作るということがありますから、是非各党の意見をそこに反映してもらいたいという意味で具体的に質問いたしますけれども。

問題に、一日も早くこの機構を設立して事業を開始させることでございます。私、政府の産業復興機構の方にはいろいろかわらせてもらって、いろいろ意見も言つて改善もしてきてもらつて、結構中身も知つているんですが、先ほど指摘があつたように、別にサボつてゐるわけでもなくて、中小企業庁は本当に頑張つて、担当職員は、本当、休みも取らずにやってきました。それでも時間が掛かつてゐると。間もなく第一号が発表されると思ひますけど、買取り案件の、そういうふうに変時間がかつたわけでございます。今度の再生支援機構の方は、産業復興機構は少なくとも今までのいろいろなスキームがありましたけれども、無から有をつくる、しかも規模は大きいというところで更に時間が掛かるというふうに思ひます。

現実的なスケジュールとしては、この機構の設立をするには出資金を払い込まないといけない、出資金を払い込むには予算措置をしなきゃいけないと。予備費から出すか、補正予算を組むかとありますが、これがやっぱりとつ時間が掛かります。しかし、もつと時間が掛かるのは買取り価格の具体的な算定の指針を作る問題。国会では適正な時価とかが言っていれば済みますけど、実際にはどうするかというところがやっぱ時間が掛かります。

もう一つは人の問題で、恐らく五千億円規模の買取り機構となると専門家集団だけでも相当の人数を集めなければならないのではないか、何百人という規模の弁護士さんや金融マンが必要ではないかと思います。中小企業庁がやったのは人集め

私、この半年その中小企業庁の方にかかわってきて、経験なんですけれども、最大限急ぐとしても、一番大事なのは、ここで法案を通して国会としては、政治家としては、もう終わりにじゃなくてスタートするまで、スタートするまで国会がかかわり続けて急がせないで、投げちゃうと財務省の意向がまた働いてきたりいろんなことが起きますので、私は、設立まで国会がきちっと責任を持つ、あるいはそういうメンバーも国会の中でつくって、ちゃんとウオッチング、チェックするということが必要だと思いますが、一生懸命頑張つてこられた片山さつきさん、いかが考えでしょうか。

○委員以外の議員(片山さつき君) 大門委員には、震災が起きた直後からの予算委員会でのような機構の必要性を指摘されてこられて、私どもも先生の御意見を立法する上で大変参考にさせていただいて今日に至っておりますが、スケジュールでございますが、この機構が法的に設立されるのが一年たった三月十一日を越えるということは、これは許されないことでございます。

それ以前に、金融機関あるいはJ A、J F等も含めた広い意味での金融機関がどう動くかがこの機構の実務が回っていくかのキーポイントになるんですが、ほとんど今、預金取扱機関は自己査定をしております。この自己査定の作業が十二月なんですよ。十二月までの自己査定にある程度織り込めるような形でいう法律は可及的速やかに成立

今、不良債権がこの状態で、ほとんどの金融機関において増やしていないですよ。それは、我々もそれはある程度それでいいだろうというふうに三月から言ってきましたが、三月末が終わって九月末が終わって次の三月末もこれでは、日本は欧州の金融機関のことを言えなくなりますよ。

ですから、十二月の自己査定に入れることが一つの最初のリミットですから、これをやらないと、さつき御指摘があつたように、公的資金を数百億、三百億、三百億、六百億入れても、引き当てを積んだだけで全く動いていない。これは我々が住專問題から悪戦苦闘してきたことなんでしょう。

引き当てを積んで、公的資金も入れてもらつて、そのままフリーズして実質処理が何にも進まないから債務者は苦しんだまま経済は復興しない。これを変えるために新会社をつくるんですから、ここを動かすような指導を政治と行政が一体となつてやらなければいけない。そのためには、議員立法の趣旨を生かして我々がウオッチし続けることは不可欠と思つておりますので、頑張つてまいりましょう。

○大門実紀史君 今度室長になられた大森さん、なかなか優れた方でよく知っておりますけれども、本気だなと、政府の方も本気になってきたなというのは分かんてすけれども、やっぱり国会できちっと支えるという意味も含めて、引き続き何らかのそういう形を考えていく必要があるということを、今日はその点だけ申し上げておきます。

したがって、ここは非常に重要になるわけですが、これもこの半年間、産業復興機構の方にかかわってきた私の経験でございますが、産業復興機構が買取りの、まああれもいいのかどうかとあるんですが、少なくとも折り合いを付けるのに、二か月掛かっております、金融機関とのですね。これまた同じようなことを繰り返していると相当時間が掛かるので、ここの最初の段階できちっとしたものを決める必要があると思うんですね、簡単に言いますと、一つ一つもめているような場合ではない、早く買い取らなきゃいけないということですね。

今回二次ロスシェアリングという考え方が入りました。これ、私、活用次第で使えるなと思つております。被災地の金融機関ほとんど回りました、地銀も信金もですね。いろんな意見交換したんですけれども、もちろんいろんな意見が出ました。できるだけ高い価格、簿価で買い取つてほしいとかいろいろありましたけれども、その中で、ちよつと名前は出しませんが、ある地銀の担当部長がそういう金融機関と国が買取り価格でもめているのをもういいかげんにすべきじゃないかという自分たちの判断として言ってくれたのが、まず一定のルール、これは先ほど近藤先生ちよつと誤解しておっしゃってましたけれども、何か何割で買えみたいなそんな乱暴じゃなくて、幾つかの検討は必要ですけれども、そうはいっても、一定

の何かのルールを作って早く買い取る、まず買い取ると。その後で被災者の再生の状況とか担保の状況とか、後で最終的に、免除額を最終的に決まったところでロスシェアリングをやる、国の負担、金融機関の負担と。そうすれば、例えば先ほど一定の割合で買っちゃうと金融機関に対する補助金になるなんて何も現場を知らない意見がありましたけれども、そうじゃなくて、最終的にロスシェアリングすればちゃんと金融機関にも負担させるわけですから、そういうことは起こらないわけですね。だから、早く買い取ってこの二次ロスのシェアリングという考え方を入れて、最終的にはきちっと金融機関にも負担してもらおうという形を取れば早く買取りは進むということになります。

私は、いろんな金融関係者の意見を聞いて、半年たつて、これが一番被災した中小企業を早く救う方法だというふうに私は思っております。これ工夫次第ですので、これから算定指針を作るということになりましたから、是非一つの考え方として、有力な考え方として検討すべきだと私は思うんですけれども、片山先生、いかが考えますか。

○委員以外の議員(片山さつき君) 金融機関側にとっては全部査定があるわけですね。それを後で金融庁が確認しているわけですが、正常債権のままだと、もう正常債権のままにフリーズしておけではなくて、正直に査定しろと言ってもまだ正常債権のままというならば、その債務者になぜ事業再建資金が貸せないのかは、彼らは理由がないわけですよ。ですから、もうこの十二月からもうそのフリーズは終わりで、それでもまだ正常債権だということにはもう貸してくれと、お金は十分あると全ての金融機関が言っていますよ。で、預金に至ってはもう増えていますよ。

ですから、正常債権のままだと言いつけるのならそうであり、まあ実質的にはやはり要管理あるいは危険債権であるというのならば、今までは担保カバーされていない分の要管理債権は二、三割

の引き当てを積んでいます。つまり、それだけ減価しているということです。これがもう破綻懸念だ、もうかなりの債務超過だと。全部担保が水没している、あるいはもう原発二十キロ以内だということだったら、それは五割から六割の引き当てを積んでいるから、まあ半分以下の査定額だということですよ。それに更に担保価値がありまして、先ほど山田委員がおっしゃったように、もう復興をするんだという方針が立っていると、この地域の農地あるいはこの地域の工業団地については、十五年あるんだから復興の見通しを入れるということとで二三条があるわけですね。

ですから、担保カバー分についてはそのルール、アンカパー分については金融機関と金融庁、そして準備室が真摯に話し合っ引き当てをどうするかを考えて、それと一致させるという作業を早急に行わなければいけません。金融監督は何やっていただんだということになります。まあそれを私は八か月言い続けました。

それとともに、今回はもう商工会とかJFA、JFといった、もう倒れるんだ、何とかしてくれという窓口、そこに事実上の支店を全部我々は置きたいということをやっている、それは大門先生も同じ気持ちで、遠くまで行けないですよ、県庁所在地とか。それは余り意味がない。

また、大きいものしか見ていない中小診断士を五百人集めても意味ないと、中小企業診断士自身が私に言っていました、呼ばれて東北の零細地域に行つて私何するんですかと。ですから、ふだんその人たちの相談に乗って見ている人たちが、してその人たちにお金を貸してどうすればいいか分からなくなつていらつしやる担当者、これを全部一堂にそろそろ形をつくっていくことで、いたずらに人件費の高い人を何百人も集める必要はなくなるし、実務的にもなる、スピードアップもできるというふうに思っております。

○大門実紀史君 いや、いろいろお聞きした、それは勉強になっていいんですけど、その買取りの

ところでこの二次ロスシェアリングという考え方をうけて、もう少し早く、早く移す、その工夫は十分この法案の中でできると思うんですけど、その点いかがですかね。

○委員以外の議員(片山さつき君) 産業復興機構がなかなか進まない理由はたくさんあるんですけど、大門委員もおっしゃっているように、投資ファンドのマネージングがあるということと、算をせざるを得ないですから、それがほとんど回らない世界にこの戦時状態ではなっているということが一つあるのと、初めに投資させるということとを前提とすると、その出資が絶対に正常債権に分類されるような出資にならないと金融機関は出さないんですよ。だから、日本の不良債権処理は進まないんで、それを言っちゃ駄目だよと我々は政府にずっと言つたわけですが、後から二次ロスシェアをするのであれば最初に暫定価格を決めて後から精算ですから、日本の金融機関のビヘイビアとしてやりやすいんですね。

これは、金融というのは一種の慣行ですから、それは確かに二次ロスシェアリングはそういう促進措置として使えない部分があると思つています、条文に入つた以上はそういう形で活用していただきたいと思っております。

○大門実紀史君 もう一分なので次の質問はやめますが、一番大事なその算定指針を作るところにやつぱり国会議員がかかわつて、変な経済合理性とか通常の判断ではなくて、これは救済のスキームですから、そういうところにも国会議員がかかわつていい指針を作るといふ点でお互い努力していききたいということを申し上げて、質問を終わります。

○藤井孝男君 私からも、今度の衆議院におけるこの修正案ですね、ようやくというかやるといふか、なぜこんなに時間が掛かつたんだらうと。本当に、政権取つておられる民主党の皆さん方、また政府の皆さん方、このやつぱり現実、この間

でも相当な倒産とか、もう本当に苦しんでいる方々が多いのかかわらず今日まで延びてきてしまったということとは本当に残念でなりません。しかし、発議者の皆さん方、原案の皆さん方、そしてまた衆議院に、修正にかかわった皆さん方に対しては、この努力に対しては心から敬意を表したいと思ひます。

そこで、修正案、私も読ませていただきましたけれども、時間が限られておりますので絞つてちよつとお伺いしたいんですが、原案発議者の一人である荒井議員にお伺いしますけれども、要するに、今度また衆議院に送りましたね、参議院で修正可決して、それで衆議院で修正してきたという、幾つか修正点があるんですが、考え方によつてはちよつとこれは後ろ向きになつて後退しているんじゃないかと私自身ちよつと個人的に印象を受けているのは、先ほど趣旨説明にありましたように、衆議院における修正の中で、機構が債権の買取りを行った場合の債務の一部の免除ですね、これが義務規定から、免除しなければならぬという規定から免除することができるといふ努力規定に変わりましたね。この点について、私、ちよつとこれは少し後退したんじゃないかという印象は否めないんですけれども、この点について、荒井議員、御意見があればお伺いしたいと思いますけれども、どう思われているか。

○委員以外の議員(荒井広幸君) たちがあれ日本、藤井先生にもお世話になつてこまで来ております。

今お話がありましたように、若干今までの議論の中でも経緯がやり取りとしてございました。まさにそのできる規定のところでございますけれども、ここが後退ではないかと、こういうことです。この点は、参議院において七月二十九日、全野党が賛成をして衆議院に送つたわけですが、その際、みんなの党からのこの提案というものを受け入れたのがこのところでございます、義務規定、努力義務でございます。

ここが後退したのではないかといいことでござ

います、私としては、みんなの党さん、参議院での修正というものに大変私も賛同しております。そういう意味で藤井先生も今のようなお気持ちになっているのではないかとこのように思いますが、問題は目的でございます。この目的は、もうきつちりと変更なく政府・民主党も受け入れていただいているわけです。

何ゆえにこの法律があるか。これはもう本当に、この三県を含めて人口流出が止まらない。この止まらない人口流出を止めるためには、雇用の場をつくることであるし、もう出稼ぎのような地域にしてはならない。再生していくためには、債務を負った中小企業、農家、そして様々な事業者がもう一回頑張るんだということを、これをやるために債務を免除して、そしてもう一回再生していただくんだ。そこに雇用が生まれるんだ。

こういうことですから、その点は、残念ではありますけれども、附帯決議でその精神をきちんと残していただいたということでございます。これを我々はしっかりと、この復興特を含めて国会として監督して実効あるようにさせていくと、こういうふうにご考えているところでございます。

○藤井孝男君 まさにこの法案の趣旨ですね、これを忘れてはならないと思うんです。本当に今度の被災された個人あるいは事業者の皆さん方、大変広範囲で、もう千差万別のこの苦しい状況を何とか、ふるさとを守ろう、もう一回再生をしよう、そして債務はあるけれども何とかそこらまた立ち上がろうという、そういう方々に対する思いやりのある、そういう法案であるということをもっとしっかりと自覚していかなければならないと思っております。私もちょっと今残念だと思ひのは、これ附帯決議でそこはカバーすると思う、附帯決議も大体まとまったようですが、そういうことでその精神をしっかりと生かしていかなくやらないと思っております。

そこで、実際にこの法案が成立した場合、支援機構が創設されるわけですね。現在ある産業復興機構と相互に補完しながら業務を遂行していくと

いう形になるんですが、今後は、支援機構ができるだけ多くの事業者に再生の機会を与えるという今申し上げた本法案の趣旨に沿って被災事業者の支援に関する業務を行っていくことが重要と考えておりますけれども、原案提出者におかれましては、この支援機構の業務遂行に当たり、これやっぱり実際は政府ができませんから、今日、平野大臣、ありがとうございます、後ほど伺いたいと思いますけれども、政府に対して原案提出者から何か思いがあれば、こういうことはもうしっかりと気をつけてもらいたいということがあれば率直におっしゃった方がいいんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○委員以外の議員 荒井広幸君 先ほどからも一番直近値が出ておりましたけれども、牧野副大臣からは、實際上、政府の言ってみれば法律ではなくて、予算を伴う一つのやり方として二重債務を救済していくということであったわけですが、一番先にスタートした岩手県でも二百九十二件は申込みされているけれども、実際として動いているというものがまだないと、このように聞いておられますし、そういう意味で、なぜなかなか実効がないのかなというふうに思うと、つくりの問題が多少はあるんじゃないかと、こういうふうに思うんです。その意味で、これが、今度の法案ができるということになって支援機構ができてまいりますと、これはかなりの部分救済されていくだろうと、こういうふうに、先生方と同じように間違いない私もそう思っております。

そういう意味で、当時、できたところは二百ぐらいが、民間の機関の説明では二百件ぐらい倒産しておりました。現在もう五百を超えているというような状況ですから、やっぱり救済するためにはとにかく早期にこの支援機構をつくっていただくということなんですが、時間が掛かりそうだというところであるならば、既に政府の方で用意したいわゆる相談センターがありますから、こを、もうどんどん入ってもらって、そこに相談していただいて、いろいろな振り分けなどのような形をし

ていただくんというようなことも一つかなと、このように思っております。

いずれにいたしましても、迅速性を重視して政府はしっかりとやっていただきたいと思ひますし、私たちもこの復興特を含めてしっかりと監督をしていく、こういうことが大切だと思ひますので、政府には、法の精神、先ほど申し上げました精神をしっかりと体して救済をして人口流出を防ぐ、そういうことを考えていただきたいと思います。

○藤井孝男君 今答弁の中にありましたように、この法律が成立しても、実際、支援機構が発足するのは年明けてからになるんだと思うんですね。そういった点のこれからまだかなりタイムラグといいますかね、この間にも倒産が出てくるでしようし、だから、一刻も早くこの救済法案がこれに、再生しようという事業者に対して効率的に、いかに効果的に、いわゆる相談センターと今おっしゃいましたけれども、相談センター、既存の、それと今度新しくできる支援機構との効率的な効果的な運用というのが必要になってくるんだろうと思うんです。

そこで、今日は平野防災担当大臣にお越しいただいておりますけれども、今申し上げたように、これだけのタイムラグが出てしまった、これについてやっぱり政府にある程度の責任がこれはあるのではないかと、思うんです。防災担当大臣として、復興大臣として大変活躍をされておるのは分かるんですけど、こういった問題一つ取って、この辺の落差、これが結局、被災した地域から見れば、政府は一体何をやってくれているんだ、こうした二重問題についてもまだ何一つ進まないじゃないか、一体何か月間何を国会でやっていったんだ、こういう意味において、いかに議員立法といえども、やはり実際は政府が、内閣が、またそして防災担当大臣がこれをしっかりと遂行していかなくやいけない、そういった責任が非常に重たいと思ひますが、その点についての所見があればお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(平野達男君) ちよつと背景の説明を

若干させていただきますと思ひます。

先ほど谷合委員の御質問の中にもちよつと答弁させていただきましたけれども、まず、震災直後から政府の方は金融機関に対して返済猶予等の条件変更に弾力的に対応するよう再三要請しまして、金融機関の方もこの点に対してはかなり協力的でございまして、多くの債務者に対して約定弁済の一時停止、さらに条件変更契約を締結してきています。それから、政府はこれまでこの間の事業者の運転資金などが円滑に供給されるように東日本大震災復興緊急保証の創設等の金融対策も一応実施をしてきたということでもあります。

しかし、これから復旧復興、本格化しますと、新たな資金需要が生まれてまいります。それから、約定弁済の一時停止も、あくまでも一時停止でございまして、これもいつまでも続けるわけにはいかない。そういう中で、先ほど申し上げましたように、二重ローン問題というのはこれからいよいよもって大きな問題になってくるんだろうというふうに思っております。

そこで、まず当面の措置としては、産業復興機構、相談センター、これは先行するわけでございましてけれども、こと十分連携を取って二重ローン問題の対応に当たっていくということと、それから支援機構、今法案を審議いただいておりますけれども、この法案が通った際には、法律の内容が、これまでの本法をめぐる議論等を踏まえまして、現地のニーズをもう十分に踏まえつつ、支援の基準や買取り指針等を含む機構の具体的な組織、業務について早急に検討を進めてまいりたいと考えております。既に準備室は復興本部に置いてございます。

そうしたものを進めまして、できるだけ早く支援機構を創設しまして、産業復興機構と相まって事業者の支援に全力を挙げていきたいというふうに思っておりますし、引き続き国会議員の皆様方にも、特に支援機構については議員立法でできた機構でございますから、いろいろなアドバイス等々をいただきたいと思いますというふうに思っております。

ます。

○藤井孝男君 防災大臣、まさにそのとおりでして、今までいろいろ政府としても、現在ある相談センターあるいは復興機構等々でいろんなことを、地元の被災者の皆さん方、それから再生しようとする事業者等々の皆さんに対していろんな配慮をやっていることは今答弁で分かります。

しかし、この法案が成立しますと、支援、いわゆる支援機構が設立されるわけですね。そうすると、今現在、相談センターというのがある、復興機構というのがある、そこを補完し合っていることを、言葉では簡単なんですけれども、これ非常に効果的、効率的にやるには、まずこういう問題について、例えばこういう問題についてはもうできるだけ多く、先ほど荒井議員も言っていましたけれども、できるだけこの支援機構に任せるといいう、事前に、この法律が成立した場合に地元の皆さん方に理解してもらえ、そして、ああ、助かったな、これならもう一回やる気起こすなということについての事前に交通整理というのが私は必要じゃないかなと思っているんですね。

その点について、大臣の所見を伺いたいと思います。

○国務大臣(平野達男君) 全く委員の御指摘のとおりだと思います。

大事なことは、産業復興機構、支援機構、これが相まってとにかく事業者が使い勝手のいい形にするということが大事だというふうに思っております、これからワンストップサービスするためにはどの窓口が責任持つてまず対応するか、それからその再建については復興機構、支援機構、どのように連携してやっていくかと、こういったことについてもしっかりと詰めて、繰り返しになって恐縮ですが、事業者が使い勝手のいいシステムにするということを徹底して追求していきたいというふうに思っております。

○藤井孝男君 是非よろしくお願いしたいしたいと思います。

というのは、衆議院の修正の段階で、たしか第六十四条ですか、産業復興相談センターと産業復興機構も国のその他関係者との連携や協力に努めなきゃならない旨が追加されておりますね。ここが一つのポイントだと思うんですね。

ですから、そういう意味では、今度この法案が成立しまして、まず、いち早く産業復興相談センターで支援機構設立を前提とした、今大臣も交通整理についてお答えいただきましたけれども、そういうことに十分政府も支援できるような体制を是非つくっていただきたい、このことを申し上げて、私の質問を終えたいと思います。

○吉田忠智君 社会民主党・護憲連合の吉田忠智でございます。

本日まで御尽力をいただきました参議院発議者の皆さん、また、修正に御尽力をいただきました、修正は皆さんで努力をされたわけですが、衆議院の修正案提出者の皆さんに心から敬意を表します。

杜民党はこの修正案に賛成でございますが、より実効性を確保するために五点左右確認の質問をさせていただきます。時間の制約がありますので簡潔に答弁をお願いしたいと思います。

まず、金融機関等との損害担保契約についてでございます。

修正案では、再生支援機構と金融機関等との損害担保契約の締結が規定されておりますが、金融機関にロスシェアリングを求めるとしても、将来の回収不能額の負担の上限が明らかでなければ金融機関等は再生支援に乗り出せないおそれが高いと考えられます。条文上は不明確な将来の回収不能額の負担上限について、下位の規則で回収不能額の二割を上限と明記するなど明確化をして予測可能性を保障すべきと考えますが、いかがですか。

○衆議院議員(橋本清仁君) 吉田忠智議員の質問に簡潔にお答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、金融機関がどれくらい負

担をしなければならぬか明確でない場合、金融機関が債権に係る損失の大部分を負担するような損害担保契約も考えられ、金融機関が債権買取りの申入れをちゅうちょしてしまつては問題でございます。このことから、御指摘のとおり、損害担保契約における金融機関の負担割合の上限は明確にすべきと考えており、関係金融機関等の負担につきましては、各県で設立される産業復興機構と横並びの負担を求めることを想定しているところでございます。

具体的に申し上げますと、政府と関係金融機関等の負担割合は八対二、つまり関係金融機関等の負担割合は二割を上限とすることになります。その旨を契約ひな形等で明確化することが望ましいものと考えております。

○吉田忠智君 次に、債権の管理及び処分についてでございますが、参議院通過法案では、債権額と買取り価格の差額についての原則免除義務規定、一定期間の弁済猶予義務、保証人に対する負担軽減義務がありました。修正の結果、これらは任意とされたわけでありました。

二重ローンに苦しむ被災者の債権の負担を軽減しつつその再生を支援するという法の目的に照らして考えれば、再生支援機構に対しては依然として差額相当ないしそれ以上の額の債務免除や買取り後一定期間の弁済猶予、保証人に対する負担軽減措置などが強く求められると考えてよろしいでしょうか。

○衆議院議員(大口善徳君) お答えをさせていただきます。

先生もうおっしゃるとおりでございます、この機構自体、この一条にありますように、被災事業者の債務の負担の軽減もしつつその事業再生をするということでございますから、債務の負担の軽減をするということが目的でございます。

そういう点で、今回確かに、簿価と買取り価格の差額について、これを免除する義務規定であったのを、できる規定にしました。あるいは、この保証人に対しては努力義務にしたわけでございます

すけれども、ただ、目的に照らしまして、これは通常はこういうものについては免除をする又は猶予をするということになりますし、また保証人に対しても請求しないということになります。

ただ、再生が非常にうまくいって、それで価値が非常に高くなった場合についても一律にこれを免除するのかというモラルハザードの問題もありません、こういうことができる規定にしたわけでございます。

そういう点では、衆議院の附帯決議におきましても、この目的に沿った形で処理をする、また、平野担当大臣も衆議院においても、その目的の趣旨に沿って運用すると、こういうふうに答弁をしておることも御報告させていただきます。

○吉田忠智君 続きまして、買取り価格についてでございますが、東北地方では多くの事業者が二〇〇八年九月のリーマン・ショック以後赤字に陥っており、そこにこの三・一一の震災が襲いました。債権の買取り価格の決定方法は、附則第三条により、指針に定めるとされております。被災事業者者に広く再生のチャンスを提供するという法の趣旨に鑑みて、対象事業者について例えば五年間程度遡って業績を評価すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○衆議院議員(大口善徳君) 先生、この点も私もつとめてございます。過去の実績を踏まえて将来のキャッシュフローを出す、そしてそれを割り引いて現在化する、これで買取り価格を算定するというところでございますが、この過去の実績が、二〇〇八年の九月のリーマン・ショックによつて非常に企業の、何といいますが、価値が下がっている、どうしてもキャッシュフローも算定も低くなつてしまします。ですから、過去三年ですとそうなりますので、過去五年にするということでは、当然しかるべきでございます。そういうことでございます。

○吉田忠智君 大変明快な答弁をいただきました、前向きな答弁をいただきました、ありがとうございます。

○衆議院議員（大口善徳君） 先生、本当にポイントをついた御質問をしていただきましてありがとうございます。

を信用保証協会が求償権として持っている。これ
を買い取ることによりまして、要するに、そして
それを塩漬けにすることとともに、そうなり
ますと保証ができますから、しつかり信用保証
協会の保証ということも積極的に活用してニュー

元々と党側におり、そして、中小企業庁などが今のねじれ国会の中で新しい法案を可決させるのには時間が掛かるので既存の仕組みでやらせてくださいということだったので様子を見ておりましたけれども、政府の対応が遅いということも事実ですから、この法案をもつて少しでも被災者のためになればそれは良いことだと思っております。

それで、もう一回ローンをどこから借りようとしても借りられないんだけど、借りると前の債務も残っており今度の債務もあつてとても負担ができない、だから二重ローンだという問題を解決するための機構ですから、まず二重目のローンが必要であり、その意欲もあり、金融機関としてこの津波や原発による担保の壊滅という異常な状態がなければ貸せた人に対して貸すという状況

のためですから、やはり新規融資を、こういうふうに取りによってこの債務者を実質債務超過ではなく貸せる状態にしていたら貸しますということがある限りはこの法案の適用の意味はないと。

つまり、今委員がおっしゃったように、金融機関自身が一億の債権を八千万円放棄するというのは、これは実質上破綻先でございまして、破綻懸念先というか実質破綻先でございまして、そこに貸すということになると、これは一遍民事再生なり特定調停を経た後でないと難しいというふうになりますので、逆に言うと、その手当てはもう法的にあるというふうを考えて、今回二重ローン救済法ではこのようなスキームを取っております。

○亀井亜紀子君 もし金融機関がある企業をどうしても救いたいとして、その買取りが成立したとします。そうなったときに、二重目の資金が出ていくわけですけども、これ金融庁にお伺いしたいんですけど、そのような被災地の企業に対して実質破綻先としない、そのような区分をすることは可能でしょうか。

○大臣政務官(大串博志君) お答え申し上げます。

今の御質問は、今回この支援機構が成った後に支援機構に債権の買取りに上ってくると、その事業者の方々がその後どういうふうな債務者区分としての取扱いになっていくかということでございますし、実質破綻先ということになるとニューマネーがなかなか出ていかないと、これを実質破綻先としないような取扱いが決め得るのかというふうな質問だったというふうに思います。

この支援機構法案によって機構が債権買取りを行った事業者に関して、この法律上は、経営状態等を考慮した上で事業計画を作ってもらって、その上で債務の一部免除とか弁済猶予を行うことができますと、こういうふうにされています。これが想定される行き道だというふうに思います。

一般論で申し上げますけれども、こういった債務の一部免除やあるいは弁済の猶予というものが行われるということになりますと、これは当該事業者の皆さんのキャッシュフローが、その後想定されるものが改善されるというふうな流れになっていきます。一般論として申し上げますと、今委員から指摘のあったような状況に関して、要は、債務者区分を逆にこれ引き上げる方向に、要因に働くということになると私は理解しています。

ただ、これは債務者区分というのはなかなか一律には判定できませんので、事業者の財務状況とかあるいは資金繰りとか将来の収益力とか、こういったものを個々に勘案するものですか、一例に例えば実破にしませんよとかなかなかできにくいものではあることは御理解いただきつつ、今申し上げたように、一般論としては、債務免除あるいは猶予等を通じてキャッシュフローを改善すれば債務者区分は好転する方向の要因になっていくということをお理解いただけたらというふうに思います。

○亀井亜紀子君 この部分、ニューマネーを提供するという意味で非常に大事ですので、御配慮をいただきたいと思っています。

では、次の質問ですけれども、二次ロスについてです。先ほど、ロスシェアリングの考え方が入れられたその背景について多少法案提出者から御説明もいただきましたけれども、再度御質問をいたします。

今回の修正案は、やはり二次ロスの可能性を抑制したいという志向が少し強いように思うんですけれども、損害担保契約を入れた理由はどういうことなのでしょう。そして、先ほどロスシェアリングの金融機関にとつての上限、八対二というような数字も出てまいりましたけれども、これはその修正の中で、例えば財務省とのやり取りとかいろいろな中で、なぜこの損害担保契約というのが出てきたのか、そしてこれを結ばない金融機関の債権は買収されないという趣旨なのでしょう。

うか。この点についてもお伺いいたします。

○衆議院議員(小里泰弘君) お答えをします。

被災地の被災事業者の事業再生のためには、債権買取り後も金融機関がしっかりと最後まで被災事業者を支援していくということが当然重要になってまいります。その縁をつなぐ、被災事業者と金融機関との縁をつないでいくためにこの損害担保契約があると認識をいただきたいと思えます。言い方を換えれば、この損害担保契約によりまして最後までしっかりと被災事業者を支援していくと、そういうインセンティブを金融機関に与え得るものになっていくと認識をしております。

ただ、御質問の中で、これは義務規定であるかという御質問の趣意であつたと思えますが、これは義務規定ではありませんで、損害担保契約を締結することができるとしたものであります。あくまで被災事業者と金融機関との縁をつないでいくという、その目的を達成するためにこれがあると。その趣旨を踏まえてしっかりと運用を図っていく、もって法全体の目的を達成をしていくことが大切だと改めて考えているところであります。

○亀井亜紀子君 これは始めてみたいと、その被災企業にかかわり続けるというインセンティブになるのか、それとも二の足を踏むことになるのか分りませんので、やってみたいと何とも申し上げられませんが、一応背景についてお伺いをいたしました。

次は、国民新党の考え方なんですけれども、やはり二〇〇〇年以降、自己資本比率が厳しく求められるようになって、地方で貸し渋りが起きています。国際的なメガバンクでもないのに同じ基準で自己資本比率を掛けるということに大いに疑問がありますし、これをやっている限り、恐らくもう支援に限界があるんじゃないかと思えます。ですから、ただでさえ貸し渋りがあつたところに、二〇〇八年にリーマン・ショックがあつた。それ以降、企業の収益率が悪化して粗利が非常に少なくなつて

います。

その中で起きていることは、つまり、今まで設備投資の借入れが大体七から十年ぐらいであつたものが、それでは済まなくなつてきているので、今だと二十年ローンになつてしまふ。金利を入れたと二十五万ローンになつてしまふ。そうすると、地元の金融機関がやはりそこまで先は見通せないの貸せない、つまりニューマネーが出ていかないというのが実際に起きていることなんです。

そこで、まず金融庁にお伺いしますけれども、被災地に対して同じ基準を、この自己資本比率を課すということがそもそも間違いないのではないかと思いますけれども、この点御配慮いただけないでしょうか。

○大臣政務官(大串博志君) お答え申し上げます。

自己資本比率でございしますが、預金取扱機関に関するこの自己資本比率は、その金融機関の健全性を担保する一番ある意味大きな柱の信頼のよりどころとなつていくわけでございます。国際行と国内行と分けてありますけれども、ですから、メガバンクのような国際行とは違った形で国内行、地域金融機関等々に関しては、その性質にも応じながら、若干低い基準で置いているわけでございます。

ただ、これはあくまでも預金を集めて貸付けを行うという本源的資金を集めるためのベースでございまして、これを被災地の金融機関ということで違った取扱いというのはなかなか難しいところがございます。ただ、おっしゃるとおり、被災地においては特殊な状況があるというのは間違いない事実でございまして、この自己資本比率規制というベースは維持しながらも、今回、金融機能強化法を改正して、例えば銀行においては責任追及を行うということなしに資本増強できるとか、あるいは信用金庫、協同組織形態に関しては預金保険機構のお金を使って資本を整理できるとか、こういったことも加えながら、資本の増強の部分に関して政府がアシストをするという方向

で対応をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○亀井亜紀子君　ここがやはり金融庁の限界なんですよ。ですので、なぜ自己資本比率があるかという、それは預金者の保護のためにあるわけなので、つまり預金者から預かったお金で支援するという限界というのは恐らくあるんだと思います。ですので、今その被災地の金融関係者から上がってきた一つの案を御紹介したいと思っています。

これは意味あるかもしれないと思っておりますが、東日本復興銀行構想というのが出てきております。これは、例えば政府が五千億使って中小企業支援をするのであれば、それを元手に基金にして、そのお金で復興銀行をします。大体二、三十人規模で考えているらしいんですけども、この人たちが地域の金融機関と代理店契約を結んで、金融機関が救えない人たちをどんどん紹介してもらうと。そして、いわゆる設備投資に係るローンのところはこの復興銀行が二十年ローンなどで組み、当座の運転資金の部分、人件費ですとか、そういうお金の部分は地元の金融機関が貸し出すという形で回せば、例えば八百屋さんや豆腐屋さんや美容室や、そういう小さいところも助かるのではないかと思います。そういう案が出てきておりまして、私は一考に値するかと考えておりますけれども、この構想についてどのようにお考えでしょうか。

○副大臣(藤田幸久君)　亀井委員にお答えをいたします。

私も茨城の出身で、ニューマナーが中小企業にとって非常に重要だと。つまり、津波とか地震で全壊したじやなくて、継続的な企業が重要でしたので、かなり早い時期からそのニーズを感じておりました。

今回の修正案においても、第六十二条の三項で、民間の金融機関の方からその事業者に対して十分な支援ができない場合には政策金融機関がそれを支援するということになっております。既に、大震災関連の資金繰りでは日本政策金融公庫

の方で制度を拡充しまして、十月末までに一・六兆円を超える融資をさせていただいておりますし、第三次の補正予算におきましても復興特別貸付けというようなことを御議論していただいておりますので、まずはこういう形で、政策金融の方で、民間の金融機関の方でなかなかニューマナーに関する支援ができない場合にはできるだけ全力でそちらを措置したいというふうに考えておりまして、そういう形で全力で取り組んでいきたいというふうに思っております。取りあえずはそんな形でさせていただきたいというふうに思っております。

○亀井亜紀子君　では、時間ですので質問を終わります。

ありがとうございます。

○委員長(増子輝彦君)　他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○桜内文城君　みんなの党を代表して、ただいま議題となっております株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案に関して反対の立場で討論します。

みんなの党は、当初から被災者の余りにも過酷な二重債務の負担を国の責任で抜本的に軽減するため、思い切った政策を求めてきました。そして、参議院段階では、この支援機構による債権買取りに当たって、買取り価格を適正な時価によるが、震災直前の債権価額に被害状況に応じて支援基準で定める割合を乗じて得た額を基本とする、金融機関が機構に対し債権を手放しやすくすることで被災事業者の再生を促進する二十三条の条文を盛り込むことができました。

加えて、二十七条では、機構による買取り債権の管理、処分に当たり、買取り価格が債権額を下回る場合、その差額部分の債務を免除するなど、第一条の目的規定にある債務負担の軽減の観点から非常に踏み込んだ条文を盛り込んだわけですね。

このときの我々の視点は、常に被災者の救済にありました。被災事業者の迅速な再生を図り、被災地の復興を第一に考えた修正でした。しかし、今、目の前にある衆議院で可決された修正法案はどうでしょうか。参議院可決法案に比べて何一つ被災者の救済に資する点がない。特に、さきに挙げた二十三条買取り価格や、二十七条買取り債権の管理、処分について、今も全く機能していない。政府案の産業復興機構と同じ条件とされてしまいました。このような形で新たな支援機構をつくったとしても、政府案の復興機構と同じように機能せず、被災事業者の救済にならないのではないのでしょうか。

このように、参議院可決法案と全く懸け離れた骨抜きの内容に修正されたと言わざるを得ません。なぜそうなったのでしょうか。

結局、債権買取りや債務免除が進んで財政負担が膨らむのを恐れる財政当局の利害を優先し、被災者、被災事業者の二重債務の負担軽減を後回しにした、これが民主党政権の言う政治主導の実態です。これでは誰のための法案修正なのか分かりません。

今まさに被災して苦しんでいる方が目の前にいるのです。我々国会議員が復興の道筋を付けないで、ほかに誰ができるのでしょうか。このことをしっかりと考えていただき、さきの通常国会では共に提出会派だった自民党、公明党ほか野党の皆さんには大変申し訳なく、また極めて残念に思いますが、本修正案には反対させていただきます。申し上げて、討論を終わります。

○委員長(増子輝彦君)　他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案に賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

○委員長(増子輝彦君)　多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、森まさこさんから発言を求められておりますので、これを許します。森まさこさん。

○森まさこ君　私は、ただいま可決されました株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案に対し、民主党・新緑風会、自由民主党・無所属の会、公明党、たちあがれ日本・新党政改革、社会民主党・護憲連合及び国民新党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全の措置を講ずるべきである。

一 本支援機構と各県の産業復興機構とのすみ分けに関し、各県の産業復興機構は各県が実情に応じて支援対象を決めており、その整理を尊重すること。また、支援機構の債権(リース債権及び信用保証協会等の求償債権を含む)の買取業務の対象は、各県の産業復興機構による支援の対象とすることが困難なものとするとともに、小規模事業者、農林水産事業者、医療福祉事業者等を重点的に対象とし、各県の産業復興機構と相互補充しつつ、支援の拡充を図ること。

二 本支援機構と各県の産業復興機構の運用については、ともに、被災した事業者の事業の再生を確保するために十分な措置を講ずるとともに、被災事業者の支援、両制度の利用しやすさを第一に考え、業務運営における密接な連携等を確保すること。

三 支援機構は、被災した事業者の支援に万全を期するため、各県の信用保証協会等が対象事業者の債務の保証に基づき取得した求償権についても、積極的に買取りに努めること。

四 信用保証協会等は、支援機構による買取り申込み等の求めに応じるよう努めること。また、当該対象事業者に対する新たな資金の貸付けについて、民間金融機関が自らの責任でも貸付けを行う際には、当該対象事業者への

資金の供給が円滑に行われるよう、当該対象事業者の資金の借入れに係る債務の保証を行うよう努めること。

五 支援機構は、被災した事業者の債務の負担を軽減しつつその再生を支援するという本法の目的を十分に踏まえ、適切な担保の評価なども踏まえた債権の買取り並びに当該債権の管理及び処分(債務の免除、弁済の猶予等を含む。)を行うこと。

六 支援機構の本店所在地については、本法の対象事業者が東日本大震災によって過大な債務を負っている事業者であり、これら事業者の債務の負担の軽減と事業の再生の支援が早急に求められていることに鑑み、これら事業者にとって利便性の高い地域となるよう検討すること。

七 支援機構は、本法の適切かつ円滑な執行が可能となるよう、必要な体制を整備すること。あわせて、政府においても、支援機構の行う業務その他の二重ローン問題への対応の重要性に十分配慮した定員の確保及び業務処理体制の実現に努めること。

八 政府保証枠を含む予算措置については、支援機構の成立までに、予備費の活用などにより責任を持って対応すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(増子輝彦君) ただいま森まさこさんから提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の起立をお願いします。

(賛成者起立)

○委員長(増子輝彦君) 多数と認めます。よって、森まさこさん提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対して、平野内閣府特命担当

大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。平野内閣府特命担当大臣。

○国務大臣(平野達男君) ただいまの御決議につきましては、その趣旨を十分に尊重いたしまして、努力してまいる所存でございます。

○委員長(増子輝彦君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(増子輝彦君) 異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時十六分散会

十一月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案(第百七十七回国会本院提出、衆議院継続審査)

(小字及び一は衆議院修正)

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法

目次

第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 設立(第六条―第十二条)

第三章 管理

第一節 取締役等(第十三条・第十四条)

第二節 定款の変更(第十五条)

第四章 業務

第一節 業務の範囲等(第十六条・第十七条)

第二節 支援基準(第十八条)

第三節 業務の実施(第十九条―第三十二条)

第五章 財務及び会計(第三十三条―第四十条)

第六章 監督(第四十一条・第四十二条)

第七章 解散等(第四十三条―第四十六条)

第八章 預金保険機構及び農水産業協同組合貯

金保険機構の業務の特例等(第四十七条―第五十五条)

第九章 雑則(第五十六条―第六十五条)

第十章 罰則(第六十六条―第七十二条)

附則

第一章 総則

(機構の目的)

第一条 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構は、東日本大震災の被災地域からの産業及び人口の被災地域以外の地域への流出を防止することにより、被災地域における経済活動の維持を図り、もって被災地域の復興に資するようにするため、金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者であつて、被災地域においてその事業の再生を図らうとするものに対し、当該事業者に対して金融機関等が有する債権の買取りその他の業務を通じて債務の負担を軽減しつつその再生を支援することを目的とする株式会社とする。

(定義)

第二条 この法律において「東日本大震災」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。

2 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げる者をいう。

一 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)

第二条第一項に規定する金融機関

二 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第一項に規定する農水産業協同組合

三 保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第二項に規定する保険会社

四 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者

五 リース契約(対価を得て資産を使用させる契約であつて、資産を使用させる期間の開始の日以後又は同日から一定期間を経過した後

当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができ旨の定めがないことその他主務省令で定める要件を満たすものをいう。)により資産を使用させることを業とする者

六 政策金融機関、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、信用保証協会その他これらに準ずる主務省令で定める特殊法人等(法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人のうち総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるもの、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人又は独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)

七 前各号に掲げる者のほか、金銭の貸付けその他金融に関する業務を行う事業者で主務省令で定めるもの

(数)

第三条 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構(以下「機構」という。)は、一を限り、設立されるものとする。

(株式)

第四条 預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構は、常時、機構が発行している株式(株主総会において決議をすることができる事項の全部について議決権を行使することができるもの)と定められた種類の株式を除く。以下この項において同じ。)の総数の二分の一以上に当たる数の株式を保有していなければならない。

2

機構は、募集株式(会社法(平成十七年法律第八十六号)第百九十九条第一項に規定する募集株式をいう。第七十一条第一号において同じ。)を引き受ける者の募集をしうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(商号)

第五条 機構は、その商号中に株式会社東日本大震災事業者再生支援機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に東日本大震災事業者再生支援機構という文字を用いてはならない。

第二章 設立

(機構の設立の方法)

第六条 機構は、会社法第二十五条第一項第一号に掲げる方法により設立しなければならない。

(定款の記載又は記録事項)

第七条 機構の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 会社法第七十七条第一項第一号に掲げる事項
二 取締役会及び監査役を置く旨
三 第十六条第一項各号に掲げる業務の完了により解散する旨

2 機構の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録してはならない。

一 会社法第十二号に規定する委員会を置く旨

二 会社法第九十九条第一項ただし書に規定する別段の定め

(設立の認可等)

第八条 機構の発起人は、定款を作成し、かつ、機構の設立に際して発行する株式の全部を引き受けた後、速やかに、定款及び事業計画書を主務大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第九条 主務大臣は、前条の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 設立の手続及び定款の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款に虚偽の記載若しくは記録又は虚偽の署名若しくは記名押印(会社法第二十六条第二項の規定による署名又は記名押印に代わる

措置を含む。)がないこと。

三 業務の運営が健全に行われ、東日本大震災の被災地域からの産業及び人口の被災地域以外の地域への流出を防止することにより、被災地域における経済活動の維持に寄与し、もって被災地域の復興に資することが確実であると認められること。

2 主務大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。

(設立時取締役及び設立時監査役の選任及び解任)

第十条 会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任は、主務大臣の認可を受けなければならない。

(会社法の規定の読替え)

第十一条 会社法第三十条第二項、第三十三条第一項、第三十四条第一項及び第九百六十三条第一項の規定の適用については、同法第三十条第二項中「前項の公証人の認証を受けた定款は、株式会社東日本の設立前」とあるのは「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の成立前は、定款」と、同法第三十三条第一項中「第三十条第一項の公証人の認証」とあるのは「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第九條第二項の認可」と、同法第三十四条第一項中「設立時発行株式の引受け」とあるのは「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第九條第二項の認可」と、同法第九百六十三条第一項中「第三十条第一項」とあるのは「第三十四条第一項 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。」とする。

第十二条 会社法第三十条第一項の規定は、機構(会社法の規定の適用除外)

の設立については、適用しない。

2 会社法第三十三条の規定は、同法第二十八条第四号に掲げる事項を機構の定款に記載し、又は記録した場合における当該事項については、適用しない。

第三章 管理

第一節 取締役等

(取締役及び監査役の選任等の決議)

第十三条 機構の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、主務大臣の認可を受けなければならない。

(取締役等の秘密保持義務)

第十四条 機構の取締役、会計参与、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第二節 定款の変更

第十五条 機構の定款の変更の決議は、主務大臣の認可を受けなければならない。

第四章 業務

第一節 業務の範囲等

第十六条 機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 対象事業者(第二十條第一項に規定する対象事業者をいう。以下この項及び第三項並びに第十九條第四項において同じ。)に対して金融機関等が有する債権の買取り又は対象事業者に対して金融機関等が有する貸付債権の信託の引受け(以下「債権買取り等」という。)

二 対象事業者に対する次に掲げる業務

イ 資金の貸付け(社債の引受けを含む。第十九條第二項第二号において同じ。ただし、対象事業者の事業の継続に欠くことができないものに限り、)

ロ 金融機関等からの資金の借入れに係る債務の保証

ハ 出資(対象事業者の株式の取得を含む。)

第四号、第十九條第二項第二号及び第二十五條第一項において同じ。)

二 事業の再生に関する専門家の派遣
ホ 事業活動に関する必要な助言

三 対象事業者に対する債権の担保の目的となつて居る財産の取得並びに当該取得に係る財産の当該対象事業者その他の者に對する貸付け及び譲渡

四 債権買取り等に係る債権の管理及び譲渡その他の処分(債権者としての権利の行使に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を含む。)

五 出資に係る株式又は持分の譲渡その他の処分

六 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査として行う法律事務

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務
八 前各号に掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必要な業務

2 機構は、前項第八号に掲げる業務を営もうとするときは、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

3 機構は、第一項各号に掲げる業務のほか、当該業務の完了までの間、事業者(対象事業者を除く。)の依頼に応じて、その事業の再生等に関し必要な助言を行うことができる。

(銀行法等の規定の適用)

第十七條 機構が前条第一項各号に掲げる業務を行う場合には、機構を銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二條第一項に規定する銀行とみなして、同法第十三條の二及び第二十三條の規定を適用する。この場合において、同法第十三條の二中「内閣府令」とあるのは「内閣府令・財務省令・財務省令・農林水産省令・経済産業省令」と、「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣及び

経済産業大臣とする。

2 機構が前条第一項第一号に掲げる貸付債権の信託の引受けの業務を行う場合には、機構を金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関とみなして、同法第二条第一項において準用する信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第二十四条第一項、第二十八条並びに第二十九条第一項及び第二項の規定並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第七條(第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第二十二條(第三号に係る部分に限る。)の規定を適用する。

3 機構が貸金業法第二条第二項に規定する貸金業者から債権買取り等を行う場合には、同法第二十四条の規定は、適用しない。

第二節 支援基準

第十八条 主務大臣は、機構が、第十六条第一項各号に掲げる業務の実施による再生の支援(以下「再生支援」という。)をするかどうかを決定するに当たつて従うべき基準及び債権買取り等をするかどうかを決定するに当たつて従うべき基準(以下「支援基準」と総称する。)を定めるものとする。

2 主務大臣は、前項の規定により支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、東日本大震災復興基本法(平成二十二年法律第七十六号)第十四条第一項の東日本大震災復興対策担当大臣及び被災地域を管轄する都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 主務大臣が第一項の規定により支援基準を定めるに当たつては、被災地域において多数の事業者が自己の責めに帰することができない事由によりその事業の用に供する資産に甚大な被害を受けたことを踏まえ、できる限り多くの事業者者に再生の機会を与えることとなるよう適切に配慮しなければならない。

4 主務大臣が第一項の規定により支援基準を定め、並びに東日本大震災復興基本法第十四条第

一項の東日本大震災復興対策担当大臣及び被災地域を管轄する都道府県知事が第二項の規定により意見を述べるに当たつては、同法第三条の東日本大震災復興基本方針及び被災地域の地方公共団体が東日本大震災からの復興に係る計画を定めている場合における当該計画との整合性に配慮しなければならない。

5 主務大臣は、第一項の規定により支援基準を定めたときは、これを公表するものとする。

第三節 業務の実施

(支援決定)

第十九条 東日本大震災によつて被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者であつて、東日本大震災の被災地域として政令で定める地域において債権者その他の者と協力してその事業の再生を図ろうとするもの(次に掲げる事業者を除く。)は、機構に対し、再生支援の申込みをすることができる。

一 資本金の額若しくは出資の総額又は常時使用する従業員の数等を勘案して大規模な事業者として政令で定める事業者

二 地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社

三 前号に掲げるもののほか、国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資している法人(国又は地方公共団体がその経営を実質的に支配することができないものとして政令で定める法人を除く。)

四 前二号に掲げるもののほか、その役員に占める公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第三条第二項に規定する派遣職員又は同法第十条第二項に規定する退職派遣者の割合が政令で定める割合を超えている法人その他国又は地方公共団体がその経営を実質的に支配することが可能な関係にあるものとして政令で定める法人

2 前項の申込みは、次に掲げる書面を添付して行わなければならない。

一 当該申込みをする事業者の事業の再生の計画(当該事業者の事業の再生のおおよその見通しを記載した書面を含むものとする。以下「事業再生計画」という。)

二 第四項後段に規定する支援決定が行われた場合において、当該申込みをする事業者に対し、債権者その他の者が資金の貸付け又は出資を行う旨を約していることを証する書面

3 第一項の申込みをする事業者が認定支援機関(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第三十一号)第四十一条第二項に規定する認定支援機関をいう。以下同じ。)から第五十九条第二項の規定による書面の交付を受けた中小企業者であるときは、当該書面を添付して申込みをすることができる。

4 機構は、第一項の申込みがあったときは、遅滞なく、支援基準に従つて、再生支援をするかどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした事業者(前項に規定する中小企業者が申込みをした場合にあつては、当該申込みをした中小企業者及び当該書面を交付した認定支援機関)に通知しなければならない。この場合において、機構は、再生支援をする旨の決定(以下「支援決定」という。)を行つたときは、併せて、次条第一項に規定する関係金融機関等の選定、対象事業者の事業の再生のために当該関係金融機関等が同項各号に掲げる申込み又は同意をすることが必要と認められる債権の額(以下「必要債権額」という。)及び同項に規定する買取申込み等期間の決定並びに第二十一条第一項に規定する回収等停止要請をすべきかどうかの決定を行わなければならない。

5 機構は、再生支援をするかどうかを決定するに当たつては、第一項の申込みをした事業者における事業再生計画についての労働者との協議の状況等に配慮しなければならない。

6 機構は、再生支援をすることを決定したとき

は、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

7 支援決定は、機構の成立の日から五年以内に行わなければならない。ただし、被災地域の復興の状況を勘案して必要があると認められる場合には、主務大臣の認可を受けて、その期間を延長することができる。

(買取申込み等の求め)

第二十条 機構は、支援決定を行つたときは、直ちに、その対象となつた事業者(以下「対象事業者」という。)の債権者である金融機関等のうち事業再生計画に基づく対象事業者の事業の再生のために協力を求める必要があると認められるもの(以下「関係金融機関等」という。)に対し、支援決定の日から起算して三月以内で機構が定める期間(以下「買取申込み等期間」という。)内に、当該関係金融機関等が対象事業者に対して有する全ての債権につき、次に掲げる申込み又は同意をする旨の回答(以下「買取申込み等」という。)をするように求めなければならない。この場合において、関係金融機関等に対する求めは、支援決定を行つた旨の通知及び事業再生計画を添付して行わなければならない。

一 債権の買取りの申込み

二 事業再生計画に従つて債権の管理又は処分をすることの同意(対象事業者に対する貸付債権を信託財産とし、当該同意に係る事業再生計画に従つてその管理又は処分を機構に行わせるための信託の申込みを含む。)

2 前項第一号の債権の買取りの申込みは、価格を示して行うものとする。

(回収等停止要請)

第二十一条 機構は、関係金融機関等が対象事業者に対し債権の回収その他主務省令で定める債権者としての権利の行使(以下「回収等」という。)をすることにより、買取申込み等期間が満了する前に対象事業者の事業の再生が困難となるおそれがあると認められるときは、全ての関

係金融機関等に対し、前条第一項前段の規定による求めに併せて、買取申込み等期間が満了するまでの間、回収等を行ないことの要請以下「回収等停止要請」という。）をしなければならぬ。

2 機構は、前項の場合において、買取申込み等期間が満了する前に、次条第一項に規定する買取決定を行い、又は第二十六条第一項第三号の規定により支援決定を撤回したときは、直ちに、回収等停止要請を撤回し、その旨を全ての関係金融機関等に通知しなければならない。

(買取決定)

第二十二條 機構は、買取申込み等期間が満了し、又は買取申込み等期間が満了する前に全ての関係金融機関等から買取申込み等があったときは、速やかに、それぞれの買取申込み等（第二十条第一項第一号に掲げる債権の買取りの申込み又は同項第二号に規定する信託の申込みをする旨のものに限る。第三項において同じ。）に対し、支援基準に従って、債権買取等を行うかどうかを決定しなければならない。この場合において、債権買取等を行う旨の決定（以下「買取決定」という。）をするときは、一括して行わなければならない。

2 前項の場合において、機構は、買取申込み等に係る債権のうち、買取りを行うことができるものと見込まれるものの額及び第二十条第一項第二号に掲げる同意に係るものの額の合計額が必要債権額に満たないときは、買取決定を行ってはい。

3 第一項の場合において、関係金融機関等が回収等停止要請に反して回収等をしたときは、機構は、当該関係金融機関等からの買取申込み等に対し、買取決定を行ってはならない。

4 機構は、買取決定を行ったときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

(買取価格)^(一)等

第二十三條 機構が債権の買取りを行う場合の価格は、^(一)支援決定に係る事業再生計画、被災地域の復興の見通し、適正な時価によるものとし、東日本大震災の発生直前の当該債権の価額に、対象事業者の事業の再生を図る観点から東日本大震災によるその被害の状況等に応じて支援基準で定める割合を乗じて得た額を基本とする。

2 機構は、関係金融機関等と損害担保契約対象事業者に係る債権のうち機構が買取を行ったものについて、当該債権の適正な時価が当該買取の価格を下回ることとなった場合において、当該関係金融機関等がその差額の^(二)部を補填することを内容とする契約（これに準ずる契約を含む。）を締結する。

第二十四條 機構は、買取申込み等に係る債権のうち、買取りを行うことができるものと見込まれるものの額及び第二十条第一項第二号に掲げる同意に係るものの額の合計額が、買取申込み等期間が満了しても必要債権額に満たないことになると見込まれるときは、当該買取申込み等期間の延長を決定することができる。この場合において、当該延長をする買取申込み等期間の末日は、支援決定の日から起算して三月以内でなければならない。

(買取申込み等期間の延長)

2 機構は、前項の規定により買取申込み等期間の延長を決定したときは、直ちに、その旨を全ての関係金融機関等に通知するとともに、まだ買取申込み等をしていない関係金融機関等に対し、当該延長をした買取申込み等期間内に買取申込み等を行うように求めなければならない。

3 第二十条第二項、第二十一条から前条まで及び第一項の規定は、同項の規定により買取申込み等期間の延長を決定した場合について準用する。この場合において、これらの規定中「買取申込み等期間」とあるのは「延長をした買取申込み等期間」と、第二十一条第一項中「前条第一項

前段」とあるのは「第二十四条第二項」と読み替えるものとする。

(出資決定)

第二十五條 機構は、買取決定又は第二十条第一項第二号に掲げる同意をする旨の買取申込み等に係る債権額のみで必要債権額を満たした場合における債権買取等を行ない旨の決定（以下「買取決定等」という。）を行った後でなければ、対象事業者に出資をする決定（次項及び第二十八条第一項第三号において「出資決定」という。）をしてはならない。

2 機構は、出資決定を行ったときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

(支援決定の撤回)

第二十六條 機構は、次に掲げる場合には、速やかに、支援決定を撤回しなければならない。

一 買取申込み等期間（第二十四条第一項の規定により延長をした買取申込み等期間を含む。第三号及び第四号において同じ。）が満了しても、買取申込み等がなかったとき。

二 買取決定等を行わなかったとき。

三 買取申込み等期間内に、関係金融機関等が回収等停止要請に反して回収等を行ったことにより、他の関係金融機関等による買取申込み等に係る債権額では必要債権額に満たないことが明らかになったとき。

四 買取申込み等期間内に、対象事業者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。

2 機構は、前項の規定により支援決定を撤回したときは、直ちに、対象事業者（当該対象事業者が第十九条第三項に規定する中小企業者である場合にあっては、当該対象事業者及び当該対象事業者が第五十九条第二項の規定による書面を交付した認定支援機関。以下この項において同じ。）及び関係金融機関等（前項第一号に掲げる場合にあっては対象事業者、同項第二号に掲

げる場合にあっては対象事業者及び買取申込み等をした関係金融機関等）に対し、その旨を通知しなければならない。

(債権の管理及び処分等)

第二十七條 機構は、対象事業者に係る債権のうち買取りを行ったものの管理及び処分に当たっては、当該買取りの価格がその債権額を下回る場合においては、当該対象事業者の経営状況等^(一)の他の事情を勘案し、^(二)を考慮し、特別の事情がない限り、その差額に相当する額（当該債権の弁済期の到来前に買取りを行った場合その他の政令で定める場合にあっては、その額から政令で定めるところにより算定した額を控除した額）について、当該対象事業者の債務^(三)を免除しなければならない。

2 機構は、対象事業者に係る債権のうち買取りを行ったものについては、当該対象事業者の東日本大震災による被害の状況、経営状況等を考慮し、特別の事情がない限り、当該買取りを行った後の一定期間、その弁済を猶予しなければならない。

3 機構は、第一項の規定によるほか、前項の一定期間の経過後、同項の債権については、当該対象事業者の経営状況等を考慮し、特別の事情がない限り、当該対象事業者の債務を免除するように努めなければならない。

4 機構は、対象事業者に係る債権のうち買取りを行ったものの管理及び処分に当たっては、当該対象事業者の経営状況等^(一)の他の事情を勘案し、^(二)を考慮し、特別の事情がない限り、当該債権に係る保証人（その保証を受けた法人たる対象事業者の代表者その他これに準ずる者）を除く。）に対する保証債務の免除、当該債権に係る物上保証人（対象事業者の債務を担保するため自己の財産を担保に供した当該対象事業者以外の者をいい、法人たる当

該対象事業者の代表者その他これに準ずる者（及び保証を業とする者（を除外））に対する担保の解除その他の当該対象事業者の債務の保証に係る負担その他これに類する負担の軽減に資する措置をとらなければならぬ。

5 4 機構は、対象事業者に係る債権又は株式若しくは持分の譲渡その他の処分を行ったときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

6 5 機構は、経済情勢、対象事業者の事業の状況等を考慮しつつ、支援決定の日から十五年以内に、当該支援決定に係る全ての再生支援を完了するように努めなければならない。

7 6 機構が貸付債権の信託の引受けを行う場合における信託契約の終了の日は、支援決定の日から十五年以内でなければならない。

8 7 機構が債務の保証を行う場合におけるその対象となる貸付金の償還期限は、支援決定の日から十五年以内でなければならない。

（決定の公表）

第二十八条 機構は、主務省令で定める期間（次に、支援決定）に、その旨、対象事業者の氏名又は名称その他機構が行ったことの概要を示すために必要なものとして主務省令で定める事項を公表しなければならない。

一 支援決定又はその撤回を行ったとき。

二 買取決定等を行ったとき。

三 出資決定等を行ったとき。

四 対象事業者に係る債権又は株式若しくは持分の譲渡その他の処分の決定を行ったとき。

2

機構は、再生支援の申込みをした事業者があるから、はじめ申し出た場合には、買取決定等を公表

するまでの間に限り、支援決定（支援決定の撤回を含む）を公表しないことができる。

（資金の貸付けに関する機構の確認）

第二十九条 対象事業者に係る支援決定の時から買取決定等の時までの間に当該対象事業者に資金の貸付けを行うとする金融機関等は、機構に対し、当該貸付けが次の各号のいずれにも適合することの確認を求めることができる。

一 当該貸付けが、対象事業者の事業の継続に欠くことができないものとして主務大臣が定める基準に該当するものであること。

二 対象事業者の事業再生計画に、当該貸付けに係る債権の弁済を機構及び第二十条第一項（以下「機構等」という。）が有する他の債権の弁済よりも優先的に取り扱う旨が記載されていること（当該事業再生計画に、機構等が対象事業者の債務を免除する旨が記載されている場合に限り。）。

2 機構は、前項の確認を行ったときは、直ちに、その旨を、当該金融機関等に通知するとともに、公告するものとする。

3 前項の規定による公告は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又はインターネットを利用する主務省令で定める方法でしなければならない。

4 機構は、第一項の確認を行った場合において、当該対象事業者に係る買取決定等を行ったときは、直ちに、その旨を当該確認を受けた金融機関等に通知するものとし、当該金融機関等がその通知を受けた時までに当該確認に係る貸付けを行っていないときは、当該確認は、その効力を失う。

（再生手続の特例）

第三十条 裁判所（再生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。次項において同じ。）は、機構が対象事業者に係る買取決定等の時から当該対象事業者に係る全ての債権並びに株式及び持分についての譲渡その他の処分の

決定の時までの間に当該対象事業者について再生手続開始の申立てが行われた場合（当該申立ての時までに、機構等が事業再生計画に従って当該対象事業者の債務を免除している場合に限り。）において、前条第一項の規定により機構が確認を行った貸付けに係る再生債権その他の再生債権との間に権利の変更の内容に差を設ける再生計画案が提出され、又は可決されたときは、次に掲げる事項を考慮した上で、当該再生計画案が民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第百五十五条第一項ただし書に規定する差を設けても衡平を害しない場合に該当するかどうかを判断しなければならない。

一 当該貸付けが、対象事業者の事業の継続に欠くことができないものであることが確認されていること。

二 機構等が事業再生計画に従って対象事業者の債務を免除していること及びその額

2 裁判所は、前項に規定する差が設けられた再生計画案が提出され、又は可決された場合には、機構に対し、意見の陳述を求めることができる。

（更生手続についての準用）

第三十一条 前条の規定は、機構が対象事業者に係る買取決定等の時から当該対象事業者に係る全ての債権並びに株式及び持分についての譲渡その他の処分の決定の時までの間に当該対象事業者について更生手続開始の申立てが行われた場合（当該申立ての時までに、機構等が事業再生計画に従って当該対象事業者の債務を免除している場合に限り。）について準用する。この場合において、同条第一項中「再生事件」とあるのは「更生事件（会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二条第三項に規定する更生事件をいう。）と、「再生債権」と他の再生債権」とあるのは「更生債権（同法第二条第八項に規定する更生債権をいう。以下同じ。）とこれと同一の種類その他の更生債権」と、同条中「再生計画案」とあるのは「更生計画案」と、同条第一項中「民事再

生法（平成十一年法律第二百二十五号）第百五十五条第一項ただし書」とあるのは「同法第百六十八条第一項ただし書」と読み替えるものとする。（資料の交付又は閲覧）

第三十二条 機構は、その業務を行うために必要があるときは、次の各号に掲げる者に對し、当該各号に定める者の業務又は財産の状況に関する資料の提出を求めることができる。

一 再生支援の申込みをした事業者又は当該事業者に対して債権を有する金融機関等 当該事業者

二 対象事業者又は関係金融機関等 対象事業者

2 前項の規定により資料の提出を求められた者は、遅滞なく、これを機構に提出しなければならない。

3 国、地方公共団体又は日本銀行は、機構がその業務を行うために特に必要があると認めて要請をしたときは、機構に對し、必要な資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

第五章 財務及び会計

（予算の認可）

第三十三条 機構は、毎事業年度の開始前に、当該事業年度の予算を主務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（剰余金の配当の特例）

第三十四条 機構は、各事業年度において、企業一般の配当の動向その他の経済事情及び機構の行う業務の公共性を考慮して政令で定める割合を超えて、機構が発行している株式に對し、剰余金の配当を行わないものとする。

（剰余金の配当等の決議）

第三十五条 機構の剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議は、主務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

（財務諸表）

第三十六条 機構は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及

る。この場合において、同法第二百九十五條第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は株

定に属する資本金の額を増加し、又は減少した
ときの機構の資本金の額は当該増加し、又は減

とに整理しなければならない。

(政府保証)

の払込金額の総額に機構の行う業務の公共性を考慮して政令で定める割合を乗じて得た金額を

限度とする。

2 残余財産の額が前項の規定により株主に分配することができるときは、その超える部分の額に相当する残余財産は、会社法第五百四条の規定にかかわらず、国庫に帰属する。

(政府の補助)

第四十六条 政府は、機構が解散する場合において、その財産をもって債務を完済することができなるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に対し、当該債務を完済するために要する費用の全部又は一部に相当する金額を補助することができる。

第八章 預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構の業務の特例等

第四十七条 預金保険機構は、預金保険法第三十条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 機構の設立の発起人となり、及び機構に対し出資を行うこと。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 預金保険機構は、前項第一号の規定による出資を行うときは、運営委員会(預金保険法第十四条に規定する運営委員会をいう。第五十一条及び第五十二条第二項において同じ。)の議決を経て出資する金額を定め、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。

(区分経理)

第四十八条 預金保険機構は、前条第一項各号に掲げる業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(第五十二条において「東日本大震災事業者再生支援勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

(政府の出資)

第四十九条 政府は、預金保険法第五条の規定により預金保険機構に出資しているもののほか、

預金保険機構が第四十七条第一項各号に掲げる業務を行うために必要であると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、預金保険機構に出資することができる。

2 預金保険機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(拠出金)

第五十条 預金保険機構は、第四十七条第一項各号に掲げる業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、金融機関その他の者から拠出金の拠出を受けることができる。

(配当に相当する額の分配)

第五十一条 預金保険機構は、機構から剰余金の配当を受けたときは、運営委員会の議決を経て、当該配当に相当する額を、政府及び前条の規定により拠出金を拠出した者に対し、第四十九条第一項の規定による出資額及び拠出金の額に応じて分配するものとする。

(東日本大震災事業者再生支援勘定の廃止)

第五十二条 預金保険機構は、機構の解散の日以後の政令で定める日において、東日本大震災事業者再生支援勘定を廃止するものとする。

2 預金保険機構は、前項の規定により東日本大震災事業者再生支援勘定を廃止した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、運営委員会の議決を経て、当該残余財産の額を、政府及び第五十条の規定により拠出金を拠出した者に対し、第四十九条第一項の規定による出資額及び拠出金の額に応じて分配するものとする。

3 預金保険機構は、第一項の規定により東日本大震災事業者再生支援勘定を廃止したときは、預金保険機構の資本金のうち政府の出資に係るものにつき、第四十九条第一項の規定による出資額により資本金を減少するものとする。

(預金保険法の特例)

第五十三条 第四十七条第一項の規定により預金保険機構が同項各号に掲げる業務を行う場合に

おける預金保険法の適用については、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法平成二十三年法律第 号。以下「機構法」という。)の規定による機構の業務に係るものを除く。」と、同法第三十七条第一項中「業務」とあるのは「(業務(機構法第四十七条第一項各号に掲げる業務を除く。))と、同法第四十四条、第四十五条第二項、第四十六条第一項及び第五十一条第一項第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は機構法と、同法第五十一条第二項中「業務(第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。))とあるのは「(業務(第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。))と、同法第四十七条第一項各号に掲げる業務及び機構法第四十七条第一項各号に掲げる業務を除く。」と、同法第四十七号第一号中「第四十六条第一項」とあるのは「第四十六条第一項(機構法第五十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。))と、同法第五十二条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び機構法第四十七号第一項各号に掲げる業務」と、同法第七号中「第四十五条第二項」とあるのは「第四十五条第二項(機構法第五十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。))とする。

(農水産業協同組合貯金保険機構の業務の特例等)

第五十四条 農水産業協同組合貯金保険機構は、農水産業協同組合貯金保険法第三十四条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 機構の設立の発起人となり、機構に対し出資を行うこと。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 第四十七条第二項及び第四十八条から第五十条までの規定は、前項の規定により農水産業協同組合貯金保険機構が同項各号に掲げる業務を行う場合について準用する。この場合において、第四十七条第二項中「前項第一号」とあるのは「第五十四条第一項第一号」と、「預金保険法第十四条」とあるのは「農水産業協同組合貯金保険法第十四条」と、「内閣総理大臣及び財務大臣」とあるのは「農林水産大臣、財務大臣及び内閣総理大臣と、第四十八条中「前条第一項各号」とあるのは「第五十四条第一項各号」と、第四十九条第一項中「預金保険法第五条」とあるのは「農水産業協同組合貯金保険法第五条」と、「第四十七条第一項各号」とあるのは「第五十条中「第四十七条第一項各号」と、第五十条中「第四十七号第一項各号」とあるのは「第五十四条第一項各号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十五条 前条第一項の規定により農水産業協同組合貯金保険機構が同項各号に掲げる業務を行う場合における農水産業協同組合貯金保険法の適用については、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成二十三年法律第 号。以下「機構法」という。))の規定による機構の業務に係るものを除く。」と、同法第三十七条第一項中「業務」とあるのは「業務(機構法第五十四条第一項各号に掲げる業務を除く。))と、同法第四十四条、第四十五条第二項、第四十六条第一項及び第五十一条第一項第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は機構法と、同法第五十一条第二項中「業務(第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。))とあるのは「(業務(第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。))と、同法第四十七号第一項各号に掲げる業務及び機構法第四十七号第一項各号に掲げる業務を除く。」と、同法第四十七号第一号中「第四十六条第一項」とあるのは「第四十六条第一項(機構法第五十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。))と、同法第五十二条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び機構法第五十四条第一項各号に掲げる業務」と、同法第七号中「第四十五条第二項」とあるのは「第五十四条第一項第二号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(農水産業協同組合貯金保険法の特例)

第五十五条 前条第一項の規定により農水産業協同組合貯金保険機構が同項各号に掲げる業務を行う場合における農水産業協同組合貯金保険法の適用については、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成二十三年法律第 号。以下「機構法」という。))の規定による機構の業務に係るものを除く。」と、同法第三十七条第一項中「業務」とあるのは「業務(機構法第五十四条第一項各号に掲げる業務を除く。))と、同法第四十四条、第四十五条第二項、第四十六条第一項及び第五十一条第一項第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は機構法と、同法第五十一条第二項中「業務(第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。))とあるのは「(業務(第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。))と、同法第四十七号第一項各号に掲げる業務及び機構法第四十七号第一項各号に掲げる業務を除く。」と、同法第四十七号第一号中「第四十六条第一項」とあるのは「第四十六条第一項(機構法第五十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。))と、同法第五十二条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び機構法第五十四条第一項各号に掲げる業務」と、同法第七号中「第四十五条第二項」とあるのは「第五十四条第一項第二号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

項」とあるのは「第四十五条第二項（機構法第十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）とする。

第九章 雑則

（主務大臣）

第五十六条 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣とする。ただし、第十八条、第十九条第六項及び第七項、第二十二條第四項、第二十五条第二項、第二十七條第五項、第四十一条並びに第四十二條第一項に規定する主務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣とする。

2 第四十二條第一項に規定する主務大臣の権限は、前項ただし書の規定にかかわらず、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣がそれぞれ単独に行使用することを妨げない。

3 この法律における主務省令は、内閣府令・財務省令・財務省令・農林水産省令・経済産業省令とする。

（権限の委任）

第五十七条 内閣総理大臣は、前章の規定による権限を金融庁長官に委任する。

（課税の特例）

第五十八条 機構が債権買取り等の申込みを受け、当該申込みに基づく債権の買取りにより不動産に関する権利の取得をした場合及び機構が第十六条第一項第三号に掲げる業務として不動産に関する権利の取得若しくは譲渡をし、又は不動産の賃借権の設定をした場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記及び当該不動産の賃借権の設定の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得、譲渡又は設定後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

2 機構が債権買取り等の申込みを受け、当該申込みに基づく債

権の買取りにより不動産を取得した場合及び機構が第十六条第一項第三号に掲げる業務として不動産を取得した場合におけるこれらの不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法との関係）

第五十九条 機構は、再生支援をするに当たっては、必要に応じ、対象事業者に対し、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第五條第一項の事業再構築計画の認定、同法第七條第一項の経営資源再活用計画の認定、同法第九條第一項の経営資源融合計画の認定、同法第十一條第一項の資源生産性革新計画の認定又は同法第三十九條の二第一項の中小企業承継事業再生計画の認定の申請を促すこと等により、

業再生計画の認定の申請を促すこと等により、被災地域において設置された認定支援機関であつて経済産業省令で定める同法により講じられる施策と相まって、効果的要件を満たすもの（以下「産業復興相談センター」という。）及び被災地域において設置された同法第四十七條に規定する特定投資事業有限責任組合であつて経済産業省令で定める要件を満たすもの（以下「産業復興機構」という。）との連携を図ること

2 認定支援機関は、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第四十一條第二項第一号の規定により中小企業者に対し指導又は助言を行うに際し、機構による再生支援を受けることが当該中小企業者の事業の再生を行うために有効であると認めるときは、その旨を明らかにした書面を当該中小企業者に交付して、機構に対して再生支援の申込みをすることを促すことができる。

（金融庁又は日本銀行に対する協力要請）

第六十条 機構は、債権の買取りに際しての適正な時価の算定のためその他必要があると認めるときは、金融庁又は日本銀行に対し、技術的助言その他の協力を求めることができる。

（預金保険機構等との協力等）

第六十一条 機構は、その業務の実施に当たっては、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、特定協定銀行（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十

二號）第五十三條第一項第二号に規定する特定協定銀行をいう）、特定認定紛争解決事業者（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二條第二十四項に規定する特定認定紛争解決事業者をいう。）及び認定支援機関との協力体制の充実を図りつつ、適正かつ効率的に行うように努めなければならない。

（政策金融機関等の協力等）

第六十二条 第二條第六号に掲げる法人（次項において「政策金融機関等」という。）は、機構が第二十條第一項の規定により買取申込み等をするように求めた場合において、当該買取申込み等に伴う負担が合理的かつ妥当なものであるときは、これに応じるように努め、当該買取申込み等が同項第二号に掲げる同意をする旨のものであった場合には、当該同意に係る事業再生計画に従つて対象事業者の債務の免除その他の必要な協力をしなければならない。

2 政策金融機関等を所管する大臣及び財務大臣は、当該政策金融機関等が対象事業者に係る債権を機構に譲渡し、又は事業再生計画に従つて対象事業者の債務を免除した場合における決算に関する書類の承認をすることがかかる判断その他政策金融機関等に対する法令に基づく権限の行使（財務大臣にあっては、政策金融機関等を所管する大臣との協議を含む。）に当たっては、対象事業者の再生を通じて東日本大震災の被災地域からの産業及び人口の被災地域以外の地域への流出を防止することにより、被災地域における経済活動の維持を図り、もつて被災地域の復興に資するようにするとのこの法律の趣旨を尊重しなければならない。

3 政策金融機関は、対象事業者に対して債権者その他の者が資金の貸付け又は出資を行うだけでは対象事業者の事業の再生に必要な資金が確保できない場合は、機構の要請を受けて、資金の貸付けに係る審査を行い、対象事業者の事業の再生に必要な資金の貸付けを行うように努めなければならない。

（融資等業務実施法人の協力等）

第六十三条 一般社団法人又は一般財団法人のう

ち、法令に基づく融資等業務（資金の貸付け、債務の保証若しくは土地の取得、管理及び譲渡を行う業務又はこれに準ずる業務をいう。以下この条において同じ。）を行うもの又は国の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九號）第二條第一項に規定する補助金等をいう。）の交付を受けて融資等業務を行うものとして主務省令で定める者（次項において「融資等業務実施法人」という。）は、機構が事業再生計画に従つて対象事業者の債務の免除その他の必要な協力を求めた場合において、当該協力に伴う負担が合理的かつ妥当なものであるときは、これに応じるように努めなければならない。

2 前項の融資等業務を行う根拠となる法律又はこれに基づく命令を所管する大臣及び同項の補助金等を所掌する各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四號）第二十條第二項に規定する各省各庁の長をいう。）（以下この項において「法令所管大臣等」という。）並びに財務大臣は、融資等業務実施法人が対象事業者の債務を免除する場合における当該融資等業務実施法人に対する法令に基づく権限の行使（財務大臣にあっては、法令所管大臣等との協議における判断を含む。）に当たっては、対象事業者の再生を通じて東日本大震災の被災地域からの産業及び人口の被災地域以外の地域への流出を防止することにより、被災地域における経済活動の維持を図り、もつて被災地域の復興に資するようにするとのこの法律の趣旨を尊重しなければならない。

（国、地方公共団体、機構等の連携及び協力）

第六十四条 国、地方公共団体、機構^{（一）}、産業復興相談センター^{（二）}、産業復興機構^{（三）}その他の関係者は、事業再生計画^{（四）}に基づく対象事業者の事業の再生を円滑に推進するために協力が必要であると認めるときは、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。

東日本大震災によつて被害を受けたことにより事業の再生を円滑に推進するために協力が必要であると認めるときは、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。

2 国、地方公共団体、機構その他の関係者は、地域再生法平成十七年法律第二十四号第七條第一項に規定する認定地域再生計画、都市再生特別措置法平成十四年法律第二十二号第四十六條第一項に規定する都市再生整備計画又は中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九條第十一項に規定する認定基本計画その他の地域の活性化に関する施策の重点的、効果的かつ効率的な推進に当たっては、対象事業者の再生を通じて東日本大震災の被災地域からの産業及び人口の被災地域以外の地域への流出を防止することにより、被災地域における経済活動の維持を図り、もって被災地域の復興に資する観点から、相互に連携を図るよう努めなければならない。

（政令への委任）

第六十五條 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第十章 罰則

第六十六條 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第六十七條 前條第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第六十八條 第六十六條第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 前條第一項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二條の例に従う。

第六十九條 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、第十四條の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十條 第四十二條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第七十一條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第四條第二項の規定に違反して、募集株式を引き受ける者の募集をしたとき。

二 第十六條第二項の規定に違反して、業務を行ったとき。

三 第三十三條の規定に違反して、予算の認可を受けなかつたとき。

四 第三十六條の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書又は事業報告書の承認を受けなかつたとき。

五 第三十九條第一項の規定に違反して、資金を借り入れ、又は社債を発行したとき。

六 第四十一條第二項の規定による命令に違反したとき。

第七十二條 第五條第二項の規定に違反して、その名称中に東日本大震災事業者再生支援機構という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、第五條第一項、第二章、第十三條、第十五條、第十八條、第八章、第五十六條、第五十七條及び第六十五條並びに附則第九條の規定は、公布の日から施行する。

（検討）

第二條 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

買取価格の算定に関する指針の作成等（調整規定）

第三條 政府及び機構は、第十三條第一項に基づく時価の算定について、迅速かつ適正な買取価格の算定が可能となるよう自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備方法（簡易な方法による算定を含む）に関する指針の作成その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四條 この法律の施行の際現にその名称中に東日本大震災事業者再生支援機構という文字を使用している者については、第五條第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第五條 機構の成立の日の属する事業年度の機構の予算については、第三十三條中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「その成立後遅滞なく」とする。

（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部改正）

第六條 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第五十三條第一項第一号に次のように加える。

ト 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

第五十三條第二項に次の一号を加える。

六 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構から資産の買取りの申込みがなされた場合又は資産の買取りに係る入札の実施の広告若しくは申出がなされた場合

第五十四條第一項第一号の二中「へ」を「ト」に改める。

第五十五條第一項中「第五号」を「第六号」に改める。

第七十六條第三項中「場合及び」を「場合、」に、「申出がなされた場合に」を「申出がなされた場合及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構から資産の買取りの申込みがなされた場合又は資産の買取りに係る入札の実施の広告若しくは申出がなされた場合に」に改める。

（中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部改正）

第七條 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成二十一年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第四條第三項中「あるもの」の下に「又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法平成二十三年法律第 号」第二十條第一項に規定する対象事業者であるもの」を加え、「同條第一項」を「株式会社企業再生支援機構法第二十六條第一項」に改め、「場合」の下に「又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構から株式会社東日本大震災事業者再生支援機構から株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十條第一項の規定により同項に規定する買取申込み等の求めがあつた場合」を加える。

（地方税法の一部改正）

第八條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第九條に次の一項を加える。

15 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 に対する第七十二條の二十一第一項の規定の適用については、平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、同項中「各

事業年度終了の日における法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額と、当該事業年度前の各事業年度（以下この項において「過去事業年度」という。）の第一号に掲げる金額の合計額から過去事業年度の第二号及び第三号に掲げる金額の合計額を控除した金額に、当該事業年度中の第一号に掲げる金額を加算し、これから当該事業年度中の第三号に掲げる金額を減算した金額との合計額」とあるのは、「銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五条第一項に規定する政令で定める額」とする。

（内閣府設置法の一部改正）

第九条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第四項に次の一号を加える。

三 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する次に掲げる事務

イ 次に掲げる事項の認可に関すること。

(1) 設立

(2) 会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任

(3) 取締役及び監査役の選任及び解任の決議

(4) 定款の変更の決議

(5) 合併、分割及び解散の決議

ロ 関係行政機関の事務の調整に関すること。

平成二十三年十一月二十八日印刷

平成二十三年十一月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F